

第2次桜川市環境基本計画（案）

目次

序章 計画について.....	1
第1節 計画の策定について.....	1
第2節 計画の基本的事項.....	6
第1章 桜川市の現況.....	9
第1節 桜川市の概況.....	9
第2節 各環境分野における現況.....	14
第2章 市民・事業者の環境意識.....	24
第1節 調査概要.....	24
第2節 結果概要.....	24
第3章 望ましい環境将来像と基本目標.....	30
第1節 本市の望ましい環境将来像.....	30
第2節 基本目標.....	31
第3節 各分野における課題.....	32
第4章 施策体系と取り組み.....	34
第1節 施策体系.....	34
第2節 環境施策と取り組み.....	35
第3節 数値目標.....	50
第5章 計画の推進と進行管理.....	51
第1節 推進体制.....	51
第2節 進行管理.....	52
資料編.....	53

序章 計画について

第1節 計画の策定について

1. 背景と趣旨

本市では、平成19年(2007年)3月に制定した『桜川市環境基本条例』に基づき、平成22年(2010年)4月に「桜川市環境基本計画」(以下、「前計画」)を策定しました。前計画においては、市の環境保全に関する理念のもと、本市の望ましい環境将来像を「心うるおす豊かな自然と歴史を守るまち」とし、様々な環境政策を推進してきました。前計画の期間終了に伴い、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、より住みやすい環境を目指し、併せて市民の健康で文化的な生活を確保するため、次期計画として「第2次桜川市環境基本計画」(以下「本計画」)を策定します。

計画の基本理念

本市では、市の環境の保全に関する理念を以下のとおり定めています。

◆ 恵み豊かな環境を守り、将来の世代へと引き継いでいくこと

私たちは、自然の恵みによって生かされています。本市は、池沼や河川と八溝山系の緑に恵まれた美しい環境を有しており、その環境を現在から将来の世代にわたり、市民が安全で快適な生活を営むことができるよう、維持・向上させていこうとするものです。

◆ 人と自然とが共生できる環境を守りつつ継続的に発展する社会を目指すこと

私たちが豊かで文化的な生活を営むためには、これまでどおり自然との共生が必要です。環境資源及び自然の生態系に十分配慮し、環境への負荷を最小限に抑えたうえで、多様な自然環境の恩恵を受け、継続的に発展することができる社会を構築しようとするものです。

◆ すべての人がそれぞれの役割分担の下に協働によって取り組むこと

すべての人が、事業活動や日常生活のあらゆる面で環境の保全に対し優先的に配慮し、それぞれの責任に応じた役割を認識し、協力と働きかけによって、より積極的に取り組んでいこうとするものです。

◆ すべての人が地球環境保全を自分に関係のある問題としてとらえ行動すること

今日の地球環境は、地球温暖化や酸性雨、砂漠化など、多種多様な環境問題を抱えており、その要因の多くは、人間活動によるエネルギーや資源の消費に起因するものです。

地球環境保全のためには、私たち一人一人が地球環境問題について認識し、国際的な連携及び協力の下に、事業活動や日常生活のあらゆる面で自主的に実行していくことが必要です。

2. 計画策定の考え方

- 本計画では、前計画の理念や望ましい環境将来像「心うろおす豊かな自然と歴史を守るまち」は、今後も大切にしていくものとして、継承するものとします。
- 前計画策定以後の新たな制度や国・県などで進められている施策を反映します。また、桜川市第2次総合計画や本市の関連計画との整合を図ります。
- 前計画の実施状況や環境の現況、市民（中学生・義務教育学校後期課程含む）・事業者の環境に関する意識調査結果から課題をとらえ、施策に反映します。
- 前計画の施策体系と指標について精査し、わかりやすい施策体系とするとともに、取り組みを適切に評価できる指標を設定します。

3. 環境を取り巻く主な動き

■ 地球環境に関する取り組みの動向

国際的には、平成 27（2015）年にフランスで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、令和 2 年（2020 年）以降の気候変動対策の新たな国際的枠組である「パリ協定*」が採択され、翌年発効しました。

わが国では、パリ協定の枠組に対応するため、平成 28（2016）年 5 月に、令和 12（2030）年度の削減目標（平成 25 年度（2013 年度）比 26.0%削減）を定めた「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。令和元年（2019 年）6 月には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げています。

※パリ協定：京都議定書以来 18 年ぶりに採択された、新たな法的拘束力のある気候変動対策に関する国際的な合意文書。国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」などが掲げられている。

また、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は、車の両輪として取り組む必要があります。気候変動の影響への適応に関しては、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 30 年（2018 年）11 月に「気候変動適応計画」が閣議決定されており、その基本戦略の一つとして、地方公共団体による気候変動への適応施策の実行を促していくことが示されています。

コラム

【SDGs：Sustainable Development Goals】

平成 27 年（2015 年）9 月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、令和 12 年（2030 年）までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

その中核をなす 17 の持続可能な開発目標 SDGs は、経済、社会、環境の三つの側面のバランスのとれた、持続可能な開発をめざすものであり、エネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動、生物多様性など環境に関わる目標も重要な位置づけとなっています。



出典：国際連合広報センター

【気候変動への適応】

気候変動の影響は、私たちのくらしの様々なところに既に現れています。例えば、気温上昇による農作物への影響や、過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の大型化などによる自然災害、熱中症搬送者数の増加といった健康への影響などがあります。

「緩和策」と呼ばれる、温室効果ガスの排出量を減らす努力などに加えて、すでに起こりつつある気候変動の影響への「適応策」を施していくことが重要です。

「適応策」の例として、農作物などの食を守るための取り組み、気象災害から身を守るための取り組み、熱中症など健康を守るための取り組みなどが進められています。

緩和とは？ 適応とは？



人間社会や自然の生態系が危機に陥らないためには、実効性の高い温室効果ガス排出削減の緩和策を行っていく必要があります。温室効果ガス排出抑制に向けた努力が必要です。

緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくことが適応です。

出典：気候変動適応情報プラットフォームホームページ
(図を一部改変)

■東日本大震災を契機としたエネルギー環境問題への意識の高まり

国内では、東日本大震災以降、原子力発電所の稼働停止と火力発電の増加に伴う温室効果ガス排出量が増加しました。国は、平成 26 年（2014 年）4 月に策定した新たな「エネルギー基本計画」を踏まえて、平成 27 年（2015 年）7 月に「長期エネルギー需給見通し」を発表し、エネルギー供給の安定化と温室効果ガス排出削減に向けて、再生可能エネルギーの普及促進等に取り組んでいくこととしています。また、震災等を契機に、市民に節電・省エネの意識が定着するとともに、防災・減災に対する意識も高まっています。

■暮らしを取り巻く廃棄物・ゴミ問題の動向

資源循環については、大量生産・大量消費・大量廃棄社会からの転換を図り、環境への負荷を低減し、限りある資源を無駄なく効率的に利用していくことが求められています。平成 30 年（2018 年）6 月に閣議決定された「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」においても、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を進めるという方針が示されています。最終処分量の削減など、廃棄物の“量”に着目した取り組みに加え、循環資源の利用の高度化および安全・安心の取り組み強化という“質”にも着目した取り組みが進められています。

近年は、地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチックごみ問題が着目され、様々な主体による取り組みが求められています。リサイクルされない、廃棄されるプラスチックごみを削減するため、飲食店でのプラスチック製ストローの利用廃止やマイバッグ利用促進などの動きが、生活の身近な場面でも広がってきています。

また、本来食べられるにもかかわらず、食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で捨てられてしまう食品、いわゆる「食品ロス」についても問題視されています。日本の食品ロス量は、年間 600 万トンを超え、毎日、大型トラック（10 トン車）約 1,700 台分の食品を廃棄しているとされており、一人ひとりが食べものをもっと無駄なく、大切に消費していく必要があります。令和元年（2019 年）10 月 1 日には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する必要があるとされており、事業者や消費者、行政の様々な取り組みが進められています。

コラム

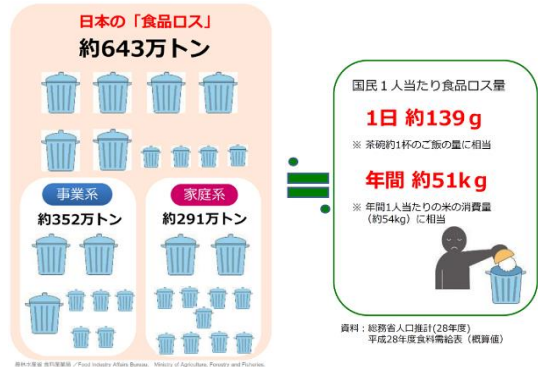
【食品ロスの状況】

日本では、年間 2,759 万トン*の食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は 643 万トン*と推計されています。

これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量(平成 29 年で年間約 380 万トン)の 1.7 倍に相当します。また、食品ロスを国民一人当たりで換算するとお茶碗約 1 杯分(約 139g)の食べものが毎日捨てられていることとなります。

大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。

※農林水産省及び環境省「平成 28 年度推計」



出典：農林水産省食料産業局資料

■桜川の誇りである自然の恵みを将来にわたって享受するために

ヤマザクラをはじめとするサクラや桜川などが織りなす自然は、市民の誇りです。桜川のサクラは、野生種ヤマザクラとカスミザクラで、人間のように個体ごとに遺伝子が異なるため、花の色や形も多様で、それぞれが個性を持っています。

桜川には、学術的にも貴重で観賞価値の高いサクラが数多くあり、こうしたサクラの群植された桜川磯部稲村神社参道周辺は、大正 13 年に国指定名勝「桜川」として、更に昭和 49 年には域内のサクラが、「桜川のサクラ」として国の天然記念物にもなっています。市では「桜川市ヤマザクラ保全活用計画」(平成 31 年)を策定し、日本を代表するヤマザクラの里に相応しい景観と自然環境を目指すこととしています。

茨城県では、平成 26 年(2014 年)に「茨城の生物多様性戦略」を策定し、将来にわたって生物多様性の恵みを享受できる、豊かな自然の実現を目指した取り組みを推進しています。

わが国においても、生物多様性の保全が大きな課題となっており、生物多様性の損失が人間活動による影響が主な要因で急速に進む中、生物多様性が人類の生存に必要な不可欠であるという認識のもと、その保全の取り組みが進められています。「生物多様性基本法(平成 20 年6月施行)」第 13 条に基づき、「生物多様性国家戦略 2012-2020」においては、「生物多様性を社会に浸透させる」ことが生物多様性施策の 5 つの基本戦略の一つに挙げられています。



コラム

【生物多様性とは】

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的に、または間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとされています。

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み(生態系サービス)によって支えられています。 「開発など人間活動による危機」、 「自然に対する働きかけの縮小による危機」、 「人間により持ち込まれたものによる危機」、 「地球環境の変化による危機」という 4 つの危機によってたくさんの生きものたちが危機に瀕しています。



出典：環境省生物多様性ウェブサイト

■暮らしに身近な生活環境に目を向けてみると

生活環境分野においては、産業型公害としての大気汚染や水質汚濁などについては対策が進み、一定の改善がなされてきました。一方、社会情勢や生活様式の変化に伴い、自動車公害や近隣騒音など、都市生活に起因する問題が起きています。

また、地域における人口減少や既存の住宅等の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化に伴い、居住その他の使用がなされていない空家等が年々増加しています。これらの中には、適切な管理が行われていない結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすものがあり、今後、空家等の数がさらに増加すれば、問題が一層深刻化することが懸念されています。このような中、国では「空家等対策の推進に関する特別措置法」を公布し、平成27年（2015年）5月に全面施行しました。本市においても、市民が安全に安心して暮らすことができる生活環境を確保するとともに、地域社会の活性化に寄与することを目的とし、「桜川市空家等対策計画」を平成29年（2017年）に策定し、空家等対策の推進及び空家等の活用の促進を図っています。

■人口減少、高齢化が進む中でコミュニティを強めるために

全国的に人口減少や高齢化が進む中、本市も例外ではありません。平成28年（2016年）に策定された「桜川市人口ビジョン」によると、2040年の人口は2015年の約77%に減少する見通しです。また、高齢化も進行しており、2040年に高齢化率が50%を超える地区は12地区、45%を超える地区が12地区、桜川市の平均（41.3%）を超える地区が16地区と推計されています。（市全体の地区の数：76）

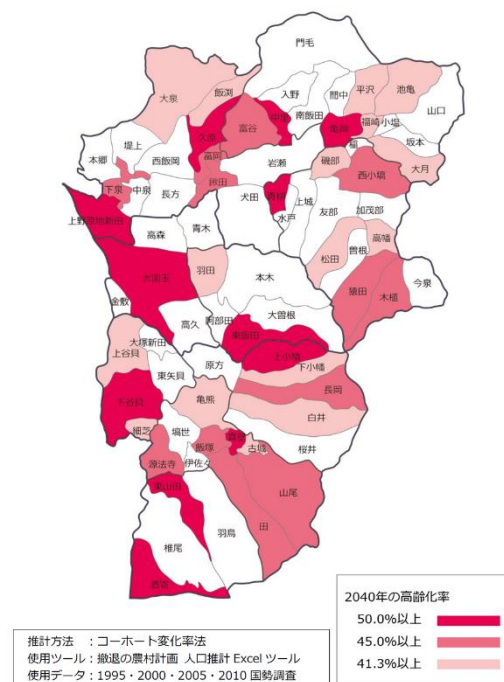
このような人口減少や高齢化の進行は、耕作放棄地の増加、手入れされない山林の増加による里山の荒廃など、自然環境・生態系保全の面にも影響があるものと考えられます。

また、現代は人々の暮らし方が多様化し、核家族化、人口減少が進行していることにより、ますます地域コミュニティやNPOなど目的を持った共同体でのつながり、またその中での取り組みが重要となっています。

様々な環境分野の問題の解決にあたって、それを身近な地域レベルの問題、また自らの問題としてとらえ、市民・事業者・行政それぞれが連携して行動することが必要です。

国では、平成23年（2011年）6月に、環境教育推進のための基本方針を示す「環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律」が改正され、国内外において環境保全を担う人づくりを進める機運が高まっています。本市においても、本計画の中で紹介しているようなものなど、地域での環境保全の取り組みが進みつつあります。

■地区別高齢化率（2040年）



出典：桜川市人口ビジョン（2016年）

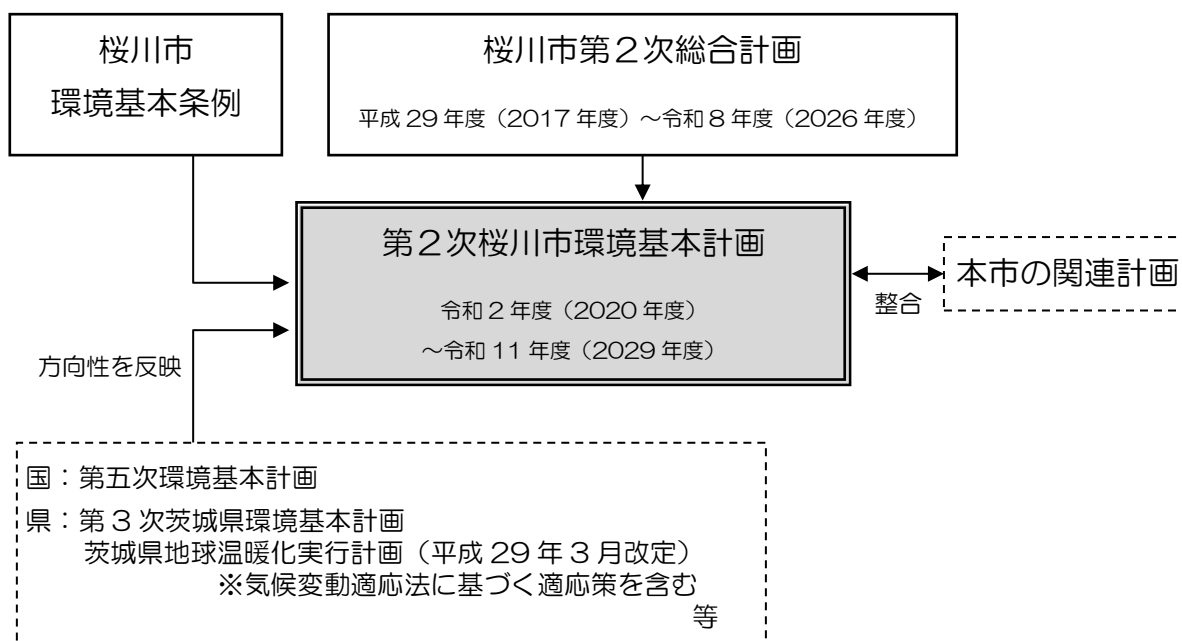
第2節 計画の基本的事項

1. 計画の位置づけと役割

本計画は、市の環境の保全に関する基本理念を定めた「桜川市環境基本条例」第7条に基づき定める計画であり、本市のまちづくりの最上位計画である「桜川市第2次総合計画」に示す将来像『ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川』を環境面から実現していく総合的な計画として位置づけられ、関連計画との整合を図るものです。

また、本計画は、平成30年（2018年）12月に新たに施行された気候変動適応法を念頭に、本市が取り組む気候変動適応策を含むものとしてします。

■本計画の位置づけ



2. 計画の対象範囲

本計画では、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境と循環型社会」、「連携と協働」までを対象とします。

対象範囲	環境の要素
自然環境	生態系、生物多様性、緑化、公園、自然とのふれ合い、景観
生活環境	大気、水、騒音・振動・悪臭、土壌・地下水、有害化学物質
地球環境と循環型社会	地球温暖化、エネルギー、廃棄物、資源循環
連携と協働	環境情報、環境教育・学習、環境保全活動

3. 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間を計画期間とします。なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

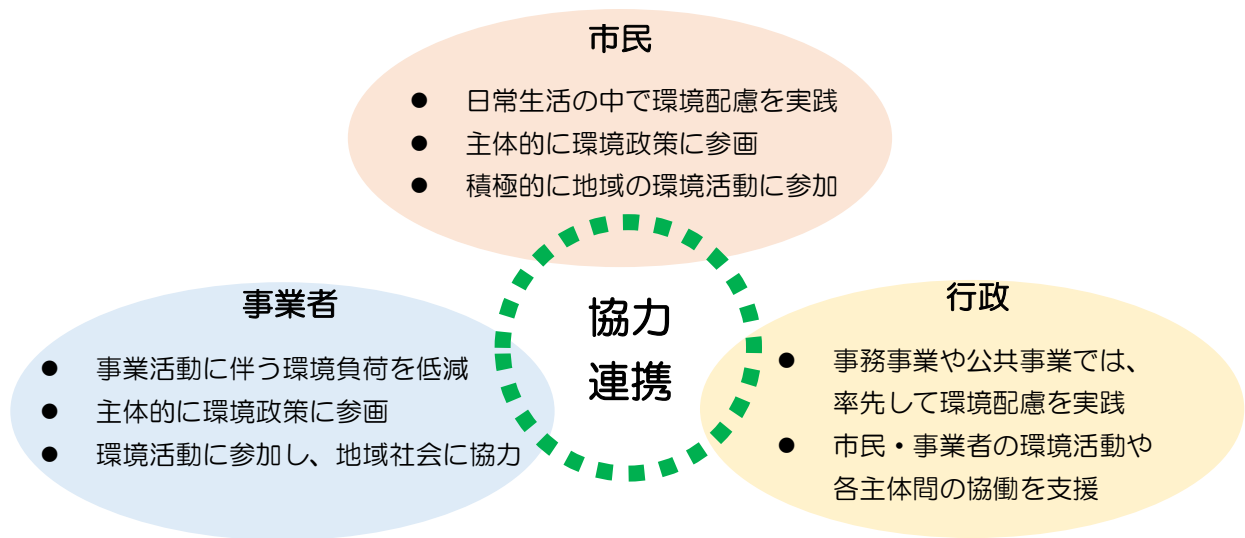
4. 計画の構成

本計画の構成及び各章の内容を以下に示します。

序章	計画について	計画の趣旨、位置付けと役割、対象範囲などの基本的な事項
第1章	桜川市の現況	桜川市の概況と環境の現況
第2章	市民・事業者の環境意識	市民（中学生・義務教育学校後期課程含む）・事業者を対象とした環境に関する意識調査結果
第3章	望ましい環境将来像と基本目標	本市の望ましい環境将来像と環境分野ごとの基本目標及び課題
第4章	施策体系と取り組み	本計画の施策体系と環境施策、各主体の取り組み
第5章	計画の推進と進行管理	計画の推進体制と進行管理の方法

5. 計画の推進主体

本計画の推進主体は、桜川市のすべての市民（滞在者含む）、事業者、行政とします。それぞれの責務を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協力、連携しながら望ましい環境将来像に向けて取り組むこととします。



第1章 桜川市の現況

第1節 桜川市の概況

1. 地勢

桜川市は、東京から70～80km圏内にあり、茨城県の中西部に位置し180.06km²の面積を有しています。

北側は栃木県（真岡市・益子町・茂木町）に隣接し、南側はつくば市、東側は笠間市と石岡市、西側は筑西市に隣接しています。

地形的には、北の高峯・富谷山、東の雨引山・加波山・足尾山から南の筑波山に連なる山々に囲まれ、平野部の中央に鏡ヶ池を水源とする桜川が南流しています。また、上野沼や大池、つくし湖などの多くの池沼を有しています。



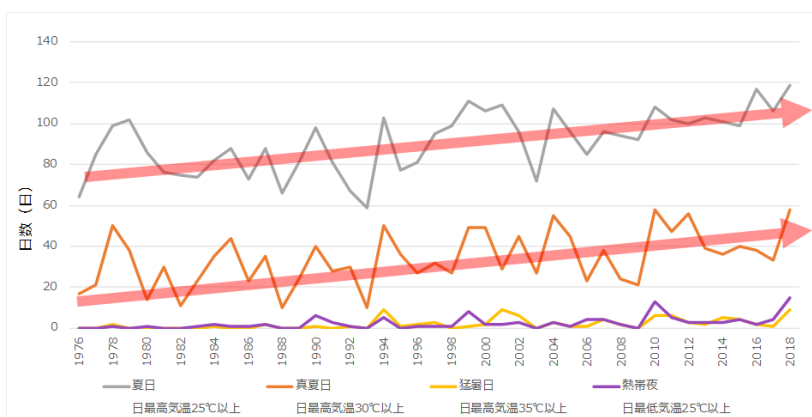
2. 気候

本市は本州のほぼ中央にあり、太平洋に面する茨城県の中西部に位置し、年間の平均気温が14℃前後、平均降水量が1,300mm前後と温暖な地域ですが、北部と南部には特徴的な性質をもった地域もあります。

たとえば真壁町酒寄地区は、冬季は鉢巻き現象と呼ばれる風の流れによって低地よりも標高200m地帯の方が気温が高く、こうした気象条件を活かして観光みかん園が営まれています。岩瀬地区では、南北が山に囲まれた地域であるため、季節風の影響を受けることが少なく、南側に広がる斜面には古くから山桜が自生し、地域特有の景観を形成しています。

また、本市の約30年間の気温の推移をみると、夏日及び真夏日の増加傾向、真冬日の減少傾向が見られています。

■夏日、真夏日、猛暑日、熱帯夜の年間日数の推移

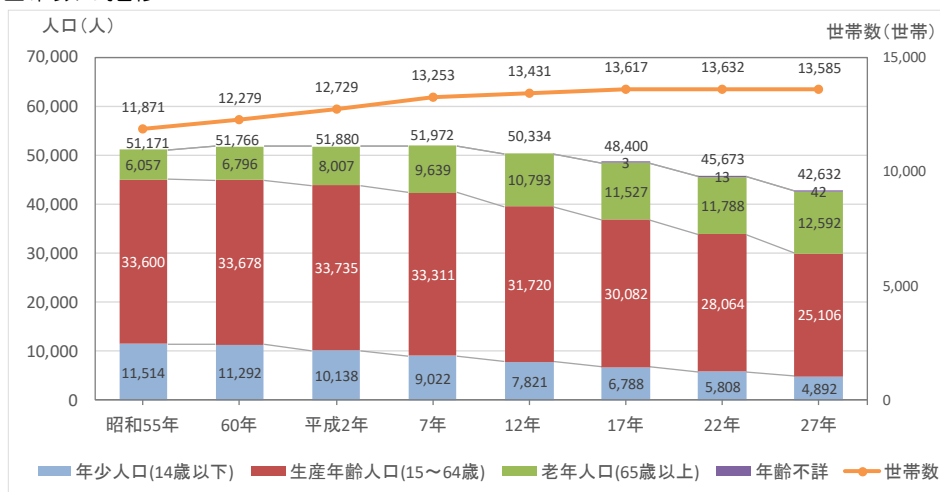


3. 人口と世帯

本市の人口は、平成27年10月1日現在で42,632人、世帯数は13,585世帯、1世帯当たりの人口は約3.14人となっています。

人口は平成7年の51,972人をピークに減少に転じています。15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少している一方、65歳以上の高齢人口は増加しており、少子高齢化が進行しています。

■人口、世帯数の推移



(資料：国勢調査)

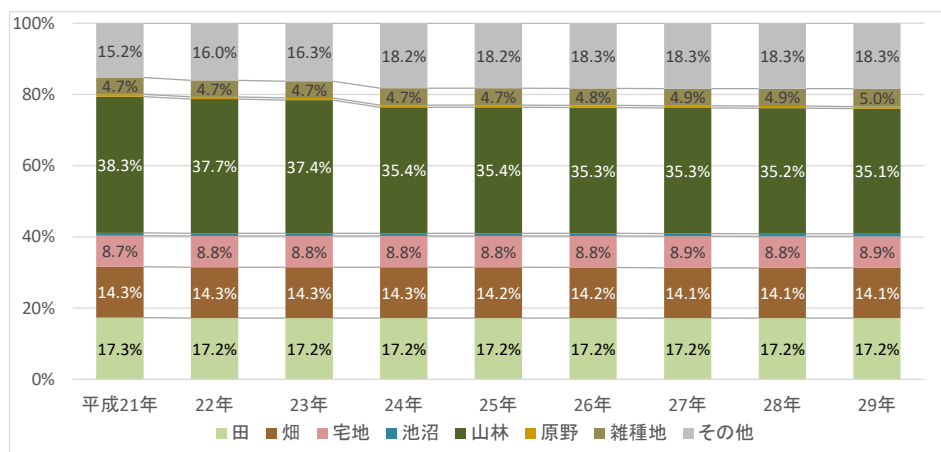
4. 土地利用

本市では、古くから自然地形を尊重した土地利用が行われてきました。人々の居住の場は、主に街道沿いや山裾、河川沿いに分布し、山桜が山々を彩る風景に包まれた暮らしが営まれてきました。

本市の土地利用は、山林が約35%を占め、次いで田が約17%、畑が約14%を占めています。山林の割合は減少傾向にあります。田・畑の割合はほぼ変化がありません。

市の中央を南下する桜川や桜川に流入する河川に沿った平野では稲作が、桜川より西部の関東ローム層の台地では畑作が盛んに行われています。

■地目別土地利用割合の推移



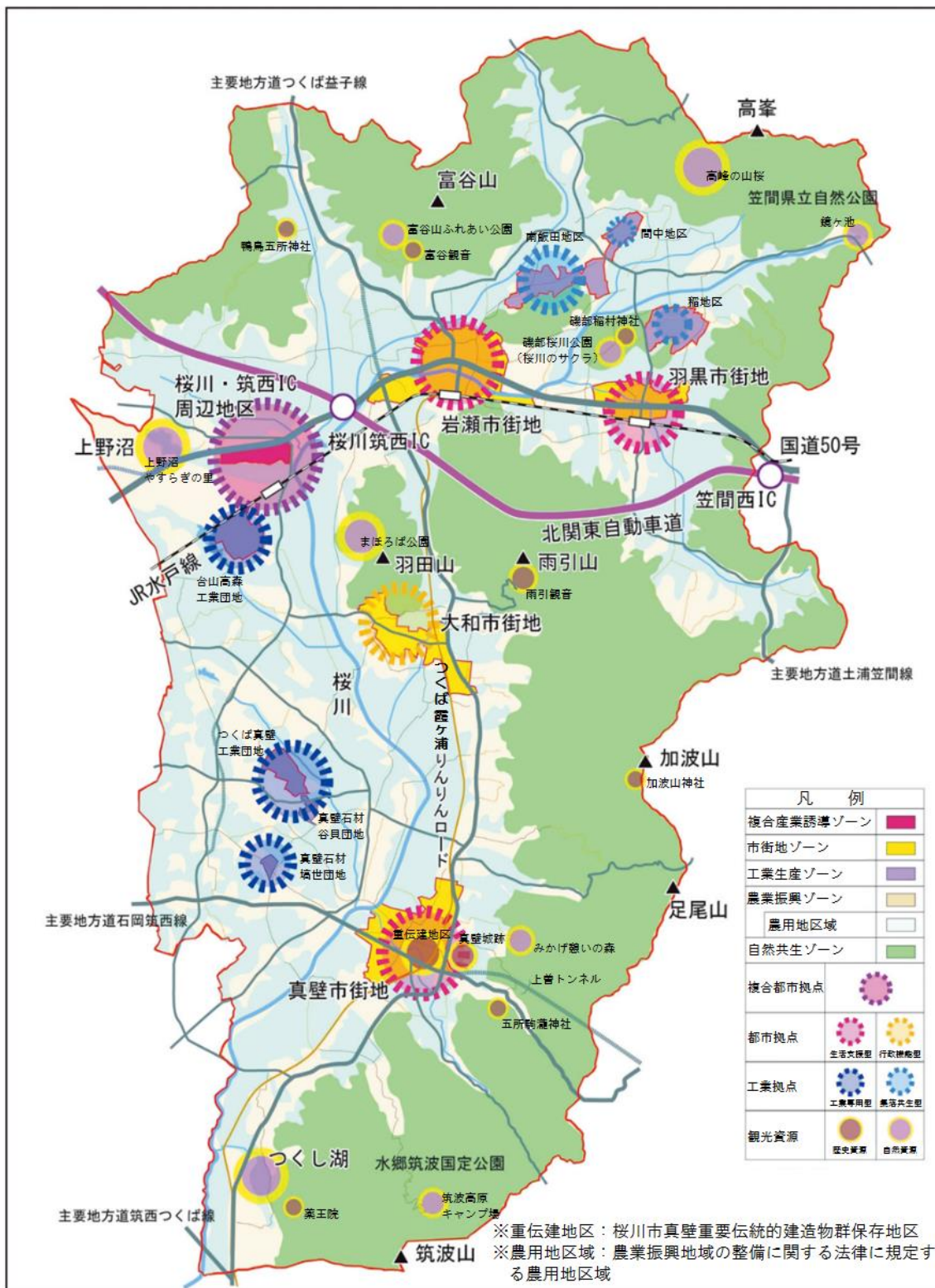
(資料：税務課)

本市では、土地利用の現況を踏まえ、以下の土地利用構想を掲げています。

桜川市は、先人たちから受け継いだ“まち”とそれを包む豊かな自然とが織り成すこの原風景が、かけがえのない市民共有の財産であることを自覚し、これを守り、はぐくみ、その価値を一層高め、次世代へと住み継いでいくことを目指します。

そのために、土地利用に当たっては公共の福祉を優先させ、土地利用のあり方を「量の拡大」から「質の向上」へと転換します。都市的土地利用は、拠点に集約しつつ、拠点以外の地域では原則抑制し、集落的土地利用は、自然的土地利用との調和を図りつつ、地域の合意形成のもと、計画的な誘導に努めます。

■桜川市土地利用基本構想図

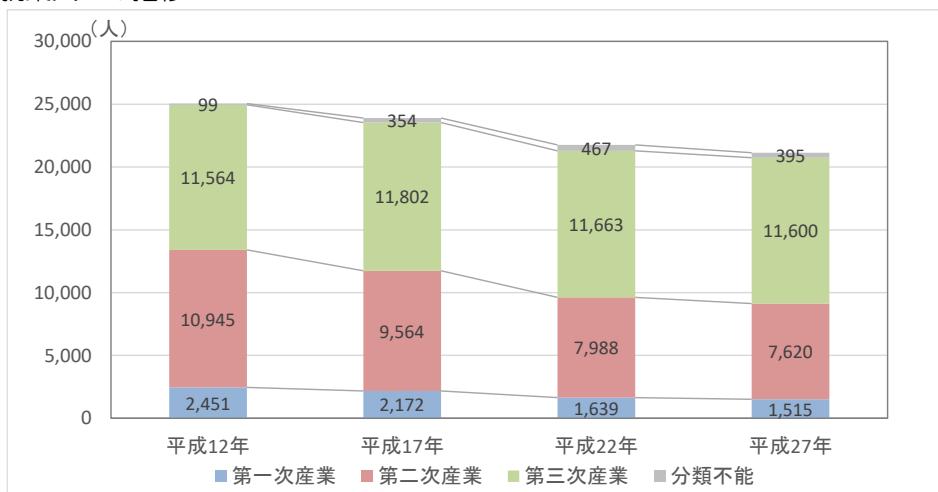


5. 産業

本市の就業人口の総数は、総人口の減少を受け減少傾向にあります。

産業別では、本市の恵まれた自然を活かし発展してきた農業を代表とする第1次産業と石材業を代表とする製造業などの第2次産業が減少傾向にあります。第1次産業人口の減少は、林業、農業就業者の減少を意味し、山林の減少、里山の荒廃、耕作放棄地の増加などに結び付いていきます。多様化したサービス業などの第3次産業は横ばいで推移しています。

■産業別就業人口の推移



(資料：国勢調査)

6. 交通

本市の公共交通機関では、JR水戸線が市の北部を東西に走り、桜川市バス「ヤマザクラGO」が中央部を南北に縦断して、桜川市役所岩瀬庁舎からつくば市の筑波山口まで運行しています。また、市内全域にデマンド型乗合タクシーが運行しています。さらに、市内を巡る市内巡回ワゴンが令和2年度から運行します。

道路環境では、市の北部を東西に通る国道50号と中央部を南北に通る県道つくば益子線があります。また、北部には北関東自動車道が通り、桜川筑西ICが整備されています。



国道50号



桜川筑西IC

7. 歴史と文化

本市は、筑波山に連なる山々を中心に数多くの神社仏閣が築かれ、境内地周辺の森林といった自然環境もともに守り伝えられてきました。

国指定文化財である桜川のサクラや、県指定文化財である椎尾山薬王院の樹叢も、神社仏閣とともに現在まで維持されています。

古来より伝承された遺産を未来に伝える文化意識が周辺地域よりも高く、中世の城跡である真壁城跡や、真壁地区の伝統的な町並みもよく保存され、国の文化財となっています。

磯部桜川公園

桜川磯部稲村神社の境内、参道から公園には、貴重なヤマザクラが群生し、古くから桜の名所として知られています。



天然記念物 桜川のサクラ

曙光山月山寺

県指定文化財である書院をはじめ、数多くの木造建築物が、美しく手入れされた庭とともに維持されています。



施無畏山小山寺

富谷観音として知られ、国指定文化財である小山寺三重塔をはじめとする建物が一山を構成しています。



雨引山楽法寺

雨引観音として知られ、本堂などおおくの県市指定文化財が、桜や紫陽花など季節の花に囲まれています。



椎尾山薬王院

樹齢5百年を超えるスタジイの大木等が山を覆い、県指定文化財である三重塔や本堂、山門が建ちます。



天然記念物 椎尾山薬王院の樹叢



天然記念物 雨引山楽法寺の宿椎

真壁の町並み

江戸時代から昭和前期にいたる伝統的な商家建築が数多く残る、国の重要伝統的建造物群保存地区です。



国史跡真壁城跡

市街地の直近でありながら開発をまぬがれ、中世の城跡を示す土塁や堀がよく残る、国指定文化財です。



第2節 各環境分野における現況

1. 社会環境

(1) 本分野の動向と前計画における取り組みの進捗

社会環境の分野の歴史環境、景観に係る動向と前計画における取り組みの進捗は次のとおりです。

【前計画策定後の動向】

- 2010年（平成22年）に真壁の町並みが重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。
- 真壁地区中心部に歴史的景観に配慮した真壁伝承館を建設し、歴史資料館を設置して市内外に対する歴史・文化情報の発信拠点を整備しています。
- 史跡真壁城跡の発掘調査や整備工事を実施しています。
- 東日本大震災で被災した建造物を中心とする数多くの文化財を修理しました。
- 2019年（平成31年）2月に策定した桜川市田園都市づくりマスタープランにおいて、本市の景観づくりの基本方針を明示しました。

【前計画における取り組みの進捗】

1-1 歴史環境の保全	<ul style="list-style-type: none">• 史跡真壁城跡の発掘調査や整備工事によって、徐々に歴史景観が復元されてきています。• 文化財の修理によって歴史的景観が保全されています。• 真壁伝承館が市内外に対する歴史・文化情報の発信拠点となっています。• 小学校の社会科や総合的な学習の時間に対応できる体制ができ、また文化財の一般公開や歴史講座によって、市民が文化財にふれる機会が充実しました。• 真壁地区の伝統的建造物の修理や新築建物の修景を行い、歴史的景観が向上しています。
1-2 良好な景観の創造と保全	<ul style="list-style-type: none">• 桜川市田園都市づくりマスタープランにおいて、本市の景観づくりの基本方針を明示しました。• 桜川市空家等対策計画に基づき、空家の適正管理について指導、助言を実施しました。

(2) 本分野における主な課題等

前項をふまえた本分野における主な課題等は次のとおりです。

- 本市の資産である歴史文化財や良好な景観を活かしたまちづくりを進めていく必要があります。
- 市民の歴史・文化に対する関心は高く、郷土史の学習機会などの拡充が求められます。
- 本市の地域特性を活かした景観整備の検討が求められます。
- 文化財に関しては、策定予定となっている総合的な文化財保護に関する計画で取り組みを推進します。

■真壁伝統的建造物群保存地区



■国指定史跡 真壁城跡



真壁の町並みは真壁城（国指定史跡）の城下町に起源を持ち、町割もその頃のものを受け継ぎつつ、遅くとも慶長 20 年（1615）までには成立していたと考えられています。笠間藩の支配となった後は、城に代わって陣屋が置かれ、周辺地域の物産が集散する在郷町として発展し、北関東及び東北地方への木綿販売の拠点としても繁栄しました。

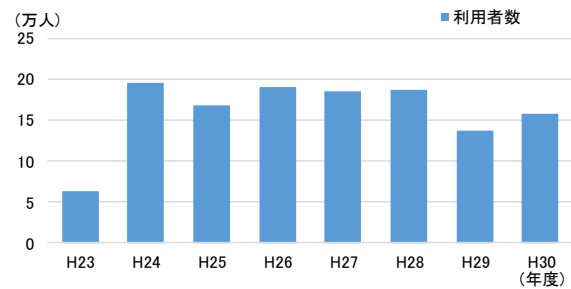
町並みには、近世後期から近代にかけての多様な伝統的建造物が残り、筑波山北麓に栄えた在郷町の歴史的風致を今日によく伝え、我が国にとって価値が高いものとして重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

■真壁伝承館



真壁伝承館（まかべでんしょうかん）は、桜川市真壁町真壁地区に旧真壁中央公民館・旧歴史民俗資料館・旧真壁中央公園の後継施設として土地利用の再編及び町並み景観を守るべく建設されました。

真壁伝承資料館では歴史講座なども開催されています。H30 年度には約 15.7 万人の利用者があり、多くの人々が本市の歴史に触れ、学ぶ場となっています。



2. 自然環境

(1) 本分野の動向と前計画における取り組みの進捗

自然環境の分野の生態系、自然環境の保全と利活用、人と自然との共生に係る動向と前計画における取り組みの進捗は次のとおりです。

【前計画策定後の動向】

- ・「生物多様性国家戦略 2012-2020」（平成 24 年 9 月）において、「自然と共生する世界」の実現に向けた戦略や行動計画が示されています。
- ・水循環基本計画（平成 27 年 7 月）において、森林、河川、農地、都市、沿岸域をつなぐ水循環は、国土における生態系ネットワークの重要な基軸となるとし、流域全体を視野に入れた生態系の保全と再生の取り組みを推進することが必要とされています。
- ・茨城県では、平成 26 年（2014 年）に「茨城の生物多様性戦略」を策定し、将来にわたって生物多様性の恵みを楽しむことができる、豊かな自然の実現を目指した取り組みを推進しています。
- ・平成 31 年（2019 年）2 月に「桜川市ヤマザクラ保全活用計画」を策定し、ヤマザクラの調査と保護・活用を推進しています。

【前計画における取り組みの進捗】

2-1 豊かな生態系と種の多様性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来種は、既存の生態系を壊すおそれがあることから、野生生物の目撃情報に応じた対応がなされるとともに、アライグマやハクビシン等の捕獲（支援）が進みました。
2-2 多様な自然環境の保全と利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・森林機能緊急回復整備事業や身近なみどり整備推進事業は、森林の公益的機能の維持回復に寄与しています。 ・自然公園の風景地の保護、貴重な野生動植物の生育・生息地の保全が進められました。 ・農地における草刈り、植栽、施設補修等を支援し、農村環境の保全に寄与しています。 ・猟友会への協力依頼や桜川市有害鳥獣捕獲隊の結成により、イノシシの捕獲を推進し、イノシシ捕獲頭数が増加しました。 ・河川の護岸整備や水辺空間の形成が進みました。
2-3 人と自然との共生	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備等の財源となる「森林湖沼環境税」の普及啓発が進みました。 ・自然や生物とのふれあい促進や情報を提供し、「桜川探検隊」等を継続しています。 ・国内希少野生動植物種に指定されたツクバハコネサンショウウオをホームページで紹介しています。
関連指標の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・森林面積：6,942ha（H19 年度）→6,303ha（H30 年度）

(2) 本分野における主な課題

前項をふまえた本分野における主な課題等は次のとおりです。

- ・自然環境を将来に引き継いでいくために、本市で育まれてきた豊かな生態系や生物の生息環境の保全を進める必要があります。
- ・本市のシンボルであるヤマザクラの保全と活用の取り組みを関連計画と整合させながら、市民団体等と協働して推進する必要があります。
- ・少子高齢化が進行し、第一次産業の従事者が減少する中、森林や農地などの荒廃を防ぐための取り組みが求められています。
- ・人々が地域の身近な自然環境と触れ合いながら、その大切さについて学ぶ機会づくりが求められています。
- ・地域の自然環境と調和した景観づくりを進める必要があります。

■桜川市ヤマザクラ保全活用計画



本市の貴重な地域資源であるサクラや里山を見直し、その価値を高め広く伝えることで、地域らしさを活かした暮らしづくりに繋げるため、ヤマザクラをシンボルに掲げた「桜川市ヤマザクラ保全活用計画」を平成31年2月に策定し、ヤマザクラの調査や保護・活用に取り組んでいます。

計画では、「名勝・天然記念物のサクラの保全」「里山の保全」「人材の育成」の3つを大きな柱に掲げ、長期的な視野のもと様々な主体と連携した取り組みを進めています。

■茨城県版レッドデータブック

茨城県版レッドデータブックによると、表に示す151種（植物：90種、動物：61種）の希少な種が、桜川市や加波山、筑波山に生息している※とされたとされています。（※写真、標本の掲載も含む）

区分	植物	動物					その他無脊椎動物
		哺乳類	鳥類	両性類	魚類	昆虫・クモ類	
絶滅危惧Ⅰ類	ⅠA類	12	-	-	-	-	1
	ⅠB類	21	1	-	1	3	-
絶滅危惧Ⅱ類		23	-	1	-	11	3
純絶滅危惧		34	2	-	1	20	9
情報不足	①注目種	-	-	-	-	1	4
	②現状不明種	-	-	-	-	-	1
種数(合計)	90	3	1	2	2	35	18

資料：茨城県版レッドデータブック<植物編>2012改訂版、茨城県版レッドデータブック<動物編>2016改訂版



茨城県版レッドデータブック（2016年改訂版）で絶滅危惧ⅠB類に指定されているツクバハコネサンショウウオ（*Onychodactylus tsukubaensis*）が、平成27年12月1日から国内希少野生動植物として追加されました。

資料：茨城県生物多様性センターパンフレット

■本市の公園等

本市は、国及び県により指定された水郷筑波国定公園、笠間県立自然公園、吾国愛宕県立自然公園を有し、すぐれた自然の景観が守られてきています。また、県により上野沼全域、鴨鳥五所神社一帯が自然環境保全地域に指定されており、開発等の行為が規制されています。

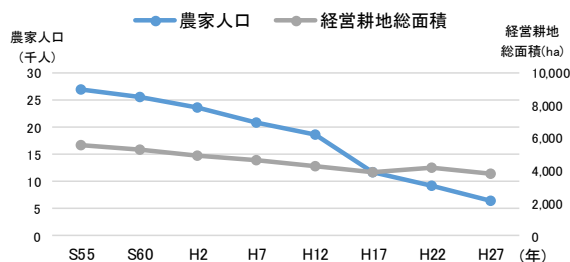
その他、本市の豊かな自然や歴史、文化を満喫できる「関東ふれあいの道」や「つくば霞ヶ浦りんりんロード」は、市内外の利用者も多く、人々に愛されています。



■農地の状況や有害鳥獣の捕獲等

農業従事者の高齢化や後継者不足により農家人口や経営耕地面積は減少し、耕作放棄地が増加しています。

また、全国的な傾向と同様に、本市でもイノシシによる農作物被害が増加しており、侵入対策も含めて地域全体での対策が進められています。



※H17年の経営耕地面積は販売農家のみ 資料：世界・農林業センサス

3. 生活環境

(1) 本分野の動向と前計画における取り組みの進捗

生活環境の分野の大気、水質、土壌汚染、生活公害、ごみ、化学物質に係る動向と前計画における取り組みの進捗は次のとおりです。

【前計画策定後の動向】

- ・産業型公害である大気汚染や水質汚濁などについては対策が進み、一定の改善がなされた一方、社会情勢や生活様式の変化に伴い、自動車公害や近隣騒音など、生活に起因する問題が顕在化しています。
- ・広域的な問題である微小粒子状物質（PM2.5）などによる環境汚染もクローズアップされています。

【前計画における取り組みの進捗】

3-1 大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・大気測定結果は環境基準を達成しています。 ・市バスの利用者数は順調に伸びており、デマンド型乗合タクシーも一定の利用者数を確保しています。
3-2 水質の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の河川の水質測定結果は環境基準を達成しています。 ・公共下水道整備計画に基づき、計画的な整備を推進したことにより、汚水処理人口は増加しました。 ・水質汚濁防止のためのキャンペーンによる意識啓発や水質監視員と連携して桜川の水質監視を継続して実施しています。
3-3 土壌汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して工場・事業場等への定期的な立ち入り調査、指導を行っています。 ・農業害虫の防除等にあたって適正な農薬の使用について周知しています。
3-4 生活公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜営業などに対する周辺からの騒音の苦情について、指導を行っています。 ・関係機関と連携を密にし、野焼き防止を推進しています。
3-5 ごみの発生抑制と適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者へ廃棄物減量や適正処理について、指導を行っています。 ・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコショップ」として認定しています。 ・監視重点地区マップをもとに、不法投棄多発地区の監視活動を強化しています。
3-6 化学物質による環境汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、定期検査時に化学物質の適正な管理・使用を指導しています。 ・ごみ袋の素材にダイオキシン類の発生を抑制するものを採用しています。
関連指標の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境基準の達成率：100%（H21年度）→100%（H28年度） ・水質（河川）環境基準の達成率：100%（H20年度）→100%（H30年度） ・汚水処理人口普及率：56.8%（H20年度）→69.1%（H30年度） ・エコファーマー（件認定）：89人（H20年度）→68人（H29年度） ・生活系ごみの一人一日あたりの排出量：630g（H20年度）→639g（H30年度） ・不法投棄件数：60件（H20年度）→72件（H30年度）

(2) 本分野における主な課題等

前項をふまえた本分野における主な課題等は次のとおりです。

- ・市内の一般大気や河川水質は環境基準を達成していますが、市民生活や事業活動の基盤となる生活環境を保全する取り組みを継続して進める必要があります。
- ・下水道整備を進めるとともに市民への啓発を行い、接続率の向上を図る必要があります。
- ・騒音や野焼きなどの公害苦情に対する指導強化を推進する必要があります。

■大気の測定

大気状況を監視するため、本市の代表地点として岩瀬庁舎において定期的に大気環境モニタリング調査を行い、大気汚染物質濃度を測定して環境基準との比較を行っています。

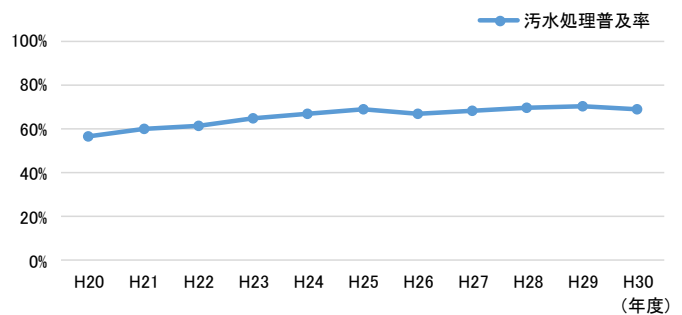
平成 28 年度の測定結果によると、本市の大気環境は各測定項目ともに環境基準を達成しており、近郊の市町村（筑西市、笠間市）の大気環境と比較しても同様なレベルとなっています。

なお、光化学オキシダントおよび微小粒子状物質（PM2.5）は筑西市、笠間市において測定されており、光化学オキシダントはいずれの測定地点においても環境基準を達成していません。

項目	環境基準への適合	測定地点	備考
二酸化硫黄	○	桜川市役所岩瀬庁舎駐車場	H28 年度測定結果
浮遊粒子状物質（SPM）	○		
二酸化窒素	○		
一酸化窒素	-		
光化学オキシダント	×	筑西保健所局、笠間市役所	H29 年度測定結果
微小粒子状物質（PM2.5）	○		

■汚水処理人口普及率

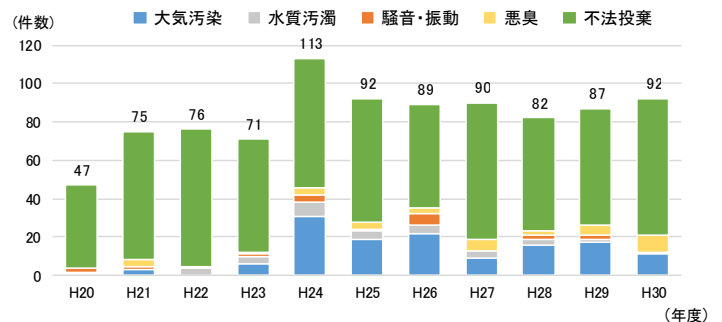
本市における生活排水は、公共下水道、合併浄化槽、農業集落排水、コミュニティ・プラント、し尿処理施設、その他（単独処理浄化槽含む）によって処理されています。汚水処理人口は、公共下水道整備計画に基づく整備により、H20 年度には 56.8% でしたが、H30 年度には 69.1% まで増加していません。



■公害苦情件数

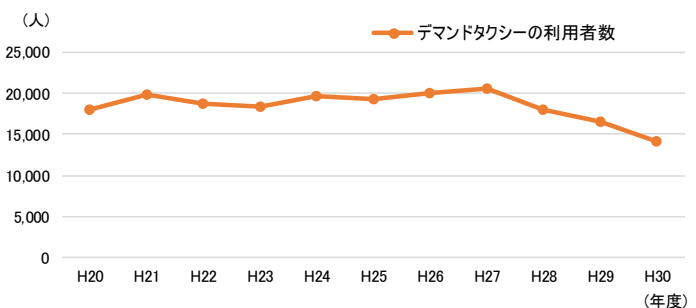
公害苦情件数は、近年 90 件前後で推移しています。中でも不法投棄に関する公害苦情件数は多く、H30 年度には、全 92 件のうち 71 件（77.2%）が不法投棄に対するものとなっています。

他にも近隣騒音や野焼きに対する公害苦情が発生しています。



■デマンド交通利用者数の推移

本市では、平成 20 年 3 月をもって市内の路線バスが全線廃止になったことを受け、子どもや高齢者などの交通弱者の移動手段確保を目的に、同年 4 月から市内全域でデマンドタクシー※を運行しています。H30 年度には、約 14,000 人の市民が利用しています。



※デマンドタクシーとは、交通手段に不便をきたしている市民に対し、自宅や指定の場所から目的地まで送迎する予約制による乗合タクシーです。



デマンドタクシー

4. 地球環境と循環型社会

(1) 本分野の動向と前計画における取り組みの進捗

地球環境、循環型社会の分野の地球温暖化防止、リサイクル、省資源・省エネルギー、新エネルギーに係る動向と前計画による取り組みの進捗は次のとおりです。

【前計画策定後の動向】

- 平成 27 年（2015 年）12 月に、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で「パリ協定」が採択されました。
- わが国では、パリ協定の枠組みに対応するため、平成 28 年（2016 年）5 月には令和 12 年度（2030 年度）の削減目標（平成 25 年度（2013 年度）比 26.0%削減）を定めた「地球温暖化対策計画」、令和元年（2019 年）6 月には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。
- 気候変動に対して緩和策と適応策を両輪として対策を推進するため、平成 30 年（2018 年）11 月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。
- 循環利用される物質の量は増加し、省資源型への移行が進みつつある一方、優先順位がリサイクル（再生利用）よりも高いリデュース（廃棄物等の発生抑制）、リユース（再使用）の取り組みが求められています。
- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」が、令和元年（2019 年）10 月 1 日に施行され、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する必要があるとされています。

【前計画における取り組みの進捗】

4-1 地球温暖化防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 本市の地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、継続的なデータ収集を行いました。
4-2 リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> • ごみ回収ポスターの全戸配布による分別排出、資源回収が進められています。 • 缶、びん、ペットボトル以外で、市で行っていない食品トレイ等の資源回収が小売店の協力のもと進められています。 • 粗大ごみなどから出る木製品等を燃料として利用した、バイオマス発電などの普及を促進しています。
4-3 省資源、省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> • リサイクル建設資材の利用が進められています。 • 省エネルギー設備の普及推進を図るため、自立・分散型エネルギー設備（家庭用燃料電池）の設置費補助事業を実施しています。
4-4 新エネルギー等の利用推進	<ul style="list-style-type: none"> • 庁舎屋上に太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギーを導入し、災害時のエネルギー確保にも寄与しています。 • 新エネルギー設備の普及推進を図るため、自立・分散型エネルギー設備（蓄電池）の設置費補助事業を実施しています。
関連指標の状況	<ul style="list-style-type: none"> • 温室効果ガス総排出量：6,033t-CO₂（H18 年度）→4,087t-CO₂（H30） • 資源物回収量：10.3%（H20 年度）→8.9%（H30 年度） • 農業用廃プラスチック回収量：90 t（H21 年度）→95 t（H30 年度） • クリーンエネルギー車導入率（市所有）：9.3%（H21 年度）→7.6%（H30 年度） • エコショップ認定店舗数：4 件（H20 年度）→5 件（H30 年度）

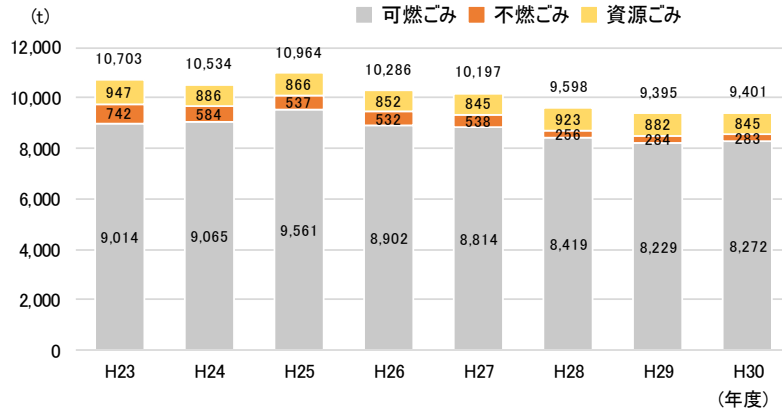
(2) 本分野における主な課題等

前項をふまえた本分野における主な課題等は次のとおりです。

- 市民・事業者への意識啓発や情報提供により、省エネ行動を促進するとともに省エネ設備や新エネルギーの導入を支援する必要があります。
- 公共施設への省エネ設備の導入など、市の率先行動を推進する必要があります。
- 自然災害の頻発など気候変動の顕在化を踏まえ、自然災害への対応、暑熱対策等の適応策が求められています。
- 市民・事業者への意識啓発や情報提供により、市民・事業者・行政が一体となった 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みの充実を図る必要があります。

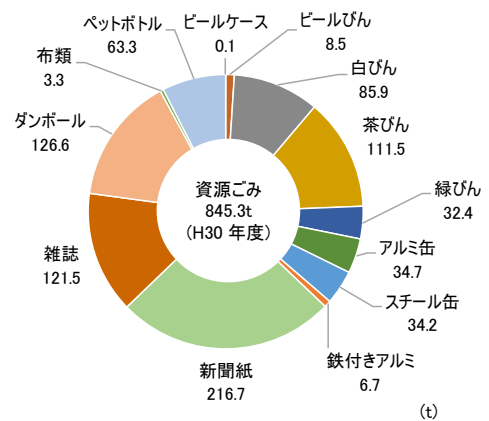
■一般廃棄物の発生量

本市のごみ処理は、筑西広域市町村圏事務組合による広域ごみ処理施設「環境センター」で処理しています。本市の人口は減少しているものの、核家族化が進み世帯数が増えているため、ごみの総排出量はさほど減少していません。H30年度には、可燃ごみが8,272t、不燃ごみが283t、資源ごみが845tとなっており、全体に占める資源ごみの比率は9.0%となっています。



■ごみの分別収集

本市では、ごみの分別収集を進めるため、全世帯へのごみ回収ポスター配布を行い、地域でのリサイクル回収活動を推進しています。資源ごみについては、月に1回、新聞紙や段ボール、雑誌、びん類、缶類などの13品目に分別した回収を行っています。



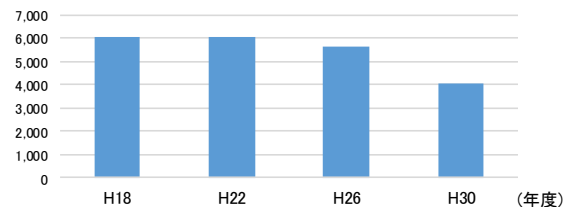
資源ごみの内訳

■市役所における温室効果ガス排出量

市役所では、温室効果ガスの削減に向け、市施設におけるエネルギー使用量の把握を行い、節電や燃料の使用量削減に取り組んでいます。市の事務事業における温室効果ガス排出量は減少傾向にあり、H30年度には4,087t-CO₂となっています。

また、庁舎屋上には太陽光パネルを設置するなど、再生可能エネルギーの導入に率先して取り組んでいます。

■事務事業における温室効果ガス排出量



大和庁舎屋上の太陽光パネル

5. 連携と協働

(1) 本分野の動向と前計画における取り組みの進捗

連携と協働の分野の環境教育・環境学習、環境保全活動、環境美化活動に係る動向と前計画における取り組みの進捗は次のとおりです。

【前計画策定後の動向】

- 環境問題の解決に当たっては、市民・事業者・行政それぞれが連携して行動することが求められています。
- 平成 23（2011）年 6 月に、環境教育推進のための基本方針を示す「環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律」が改正され、国内外において環境保全を担う人づくりが進められています。

【前計画における取り組みの進捗】

5-1 環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 環境学習の一環として霞ヶ浦湖上体験学習が定着しています。 • 各学校でアルミ缶の回収やエコキャップ運動を展開しています。 • 不法投棄監視員、水質監視員、自然公園指導員、自然保護指導員等を対象に研修会を開催し、人材を育成・支援しています。
5-2 環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 5月30日（ごみゼロ）にあわせて行う、地域市民参加による市内一斉清掃活動などを推進し、多くの市民が参加しています。
5-3 環境美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 犬のふん持ち帰りの看板等で周知し、環境美化を図っています。 • 花いっぱい運動など市内各団体に花苗を提供し、緑化活動の推進を図っています。
関連指標の状況	<ul style="list-style-type: none"> • こどもエコクラブ登録数：1 団体（H21 年度）→0 団体（H30 年度） • 環境学習会開催数：1 回（H21 年度）→1 回（H30 年度） • 花いっぱい運動取り組み団体：21 団体（H21 年度）→43 団体（H30 年度）

(2) 本分野における主な課題等

前項をふまえた本分野における主な課題等は次のとおりです。

- ヤマザクラをはじめとした地域の優れた自然資源の活用など、特色ある環境教育の実践を推進することが求められています。
- 環境活動やボランティア活動に継続的に参加する市民などへの支援が求められています。
- ごみの散乱や不法投棄に対し、市をあげての環境美化活動や意識啓発を推進する必要があります。

取り組み
紹介

桜川市くらしの会 ～環境にやさしい活動の推進～

昭和51年に「真壁くらしの会」が発足し、平成17年度の市町村合併に伴い『桜川市くらしの会』へと組織の拡大が図られながら、桜川市のよりよい環境保全を目指した活動を継続しています。

消費者の立場になって考える研修会や講習会等を開催し、リサイクル活動を促進するための研修、マイバック運動、ゴキブリ団子作り、アクリルタワシ作り、廃油を利用した石鹸作り等のほか、意見交換をしながら環境保全に関わる様々な活動を行っています。

各種開発や地球温暖化に伴う気候変動によって生物多様性が失われつつありますが、生態系からの恵みを受け続けるためには、自然環境への負担が少ない持続可能な社会を目指すことが必要です。このような中、CO₂削減の取り組みも、くらしの会の中で大切なテーマとなっています。家庭の省エネ活動（節電・節水）など、暮らしの中からCO₂削減につながるエコライフ活動に取り組み、限りあるエネルギーを有効活用するための情報を共有しています。また、国際的にもその深刻さがクローズアップされる「海洋プラスチック問題」に対し、「使い捨てプラスチック」の使用削減につながる取り組みも進めています。



取り組み
紹介

大和駅の美化活動 ～「いきいき駅サイト」の美化活動～

高森地区住民の活動のひとつとして、大和駅のトイレ・駅舎内および周辺の清掃、環境の整備、駅舎内へのギャラリー等の設置、花壇には四季の花を植えるなど、駅や公園を利用される皆さんに喜んでもらえるよう取り組んでいます。

大和駅の北側では、「さくらがわ地域医療センター」ができるなどの開発が進んでおり、発展が期待されている中、今後も地元住民の活動を継続していきたいと考えています。



第2章 市民・事業者の環境意識

計画の策定にあたり、市内在住の一般市民及び中学2年生・義務教育学校8年生、市内の事業者を対象に環境に関する意識調査を実施しました。

第1節 調査概要

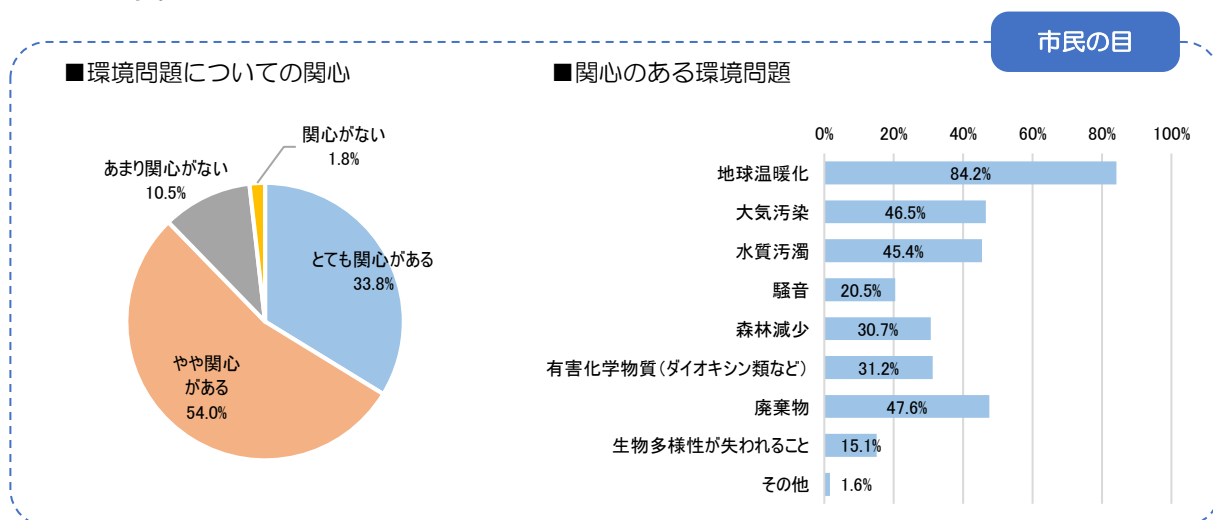
環境に関する意識調査の概要は以下のとおりです。

区分	一般市民	中学2年生・義務教育学校8年生	事業者
調査対象・配布数	無作為に抽出した20歳以上の一般市民(1,000)および市内の中学2年生・義務教育学校8年生の保護者(314)	市内の中学2年生・義務教育学校8年生(314)	無作為に抽出した事業者(100)
調査方法	郵送配布・郵送回収および中学校・義務教育学校において配布・回収	中学校・義務教育学校において配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和元年9月1日～9月13日	同左	同左
有効回収数	564	236	53
有効回収率	42.9%	75.2%	53.0%

第2節 結果概要

1. 環境への意識

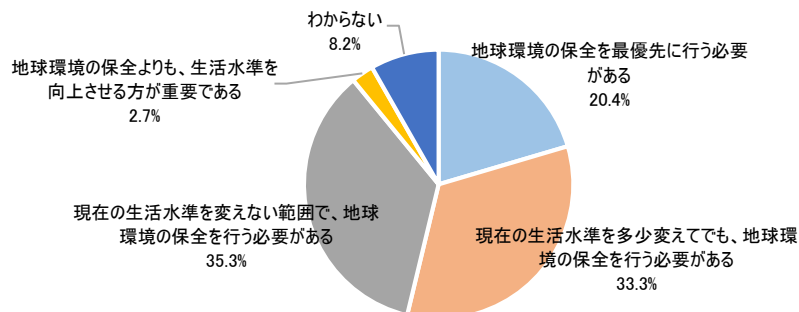
- 一般市民の結果では、環境問題に「とても関心がある」、「やや関心がある」と回答した人は合計で9割近くとなっています。
- 関心のある環境問題として多く挙げられたものには、「地球温暖化」、「廃棄物」、「大気汚染」、「水質汚濁」などがあり、地球全体から地域の環境問題まで、幅広く関心が持たれていることがうかがえます。



- 環境問題や環境を取り巻く社会情勢に対して、「地球環境の保全を最優先に行う必要がある」、「現在の生活水準を多少変えてでも、地球環境の保全を行う必要がある」と、生活水準よりも環境保全を優先するとした人は半数以上でした。

市民の目

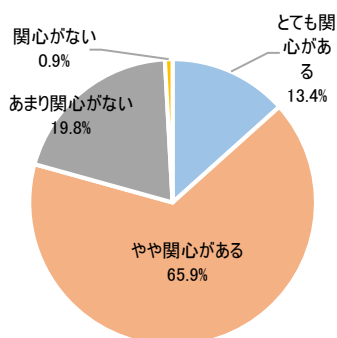
■環境問題や環境を取り巻く社会情勢に対する考え



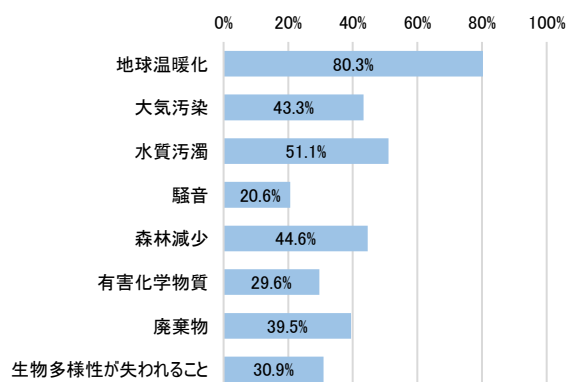
- 中学2年生・義務教育学校8年生の結果では、環境問題に「関心がある」とした回答者は多く、関心のある環境問題としては、「地球温暖化」、「水質汚濁」などが挙げられました。

子どもたちの目

■環境問題についての関心



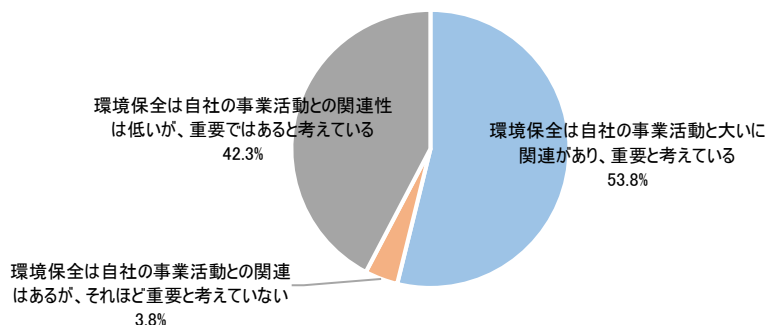
■関心のある環境問題



- 事業者の結果では、自社の事業活動との関連性に関わらず、環境保全が重要であるとの回答が大半となっています。

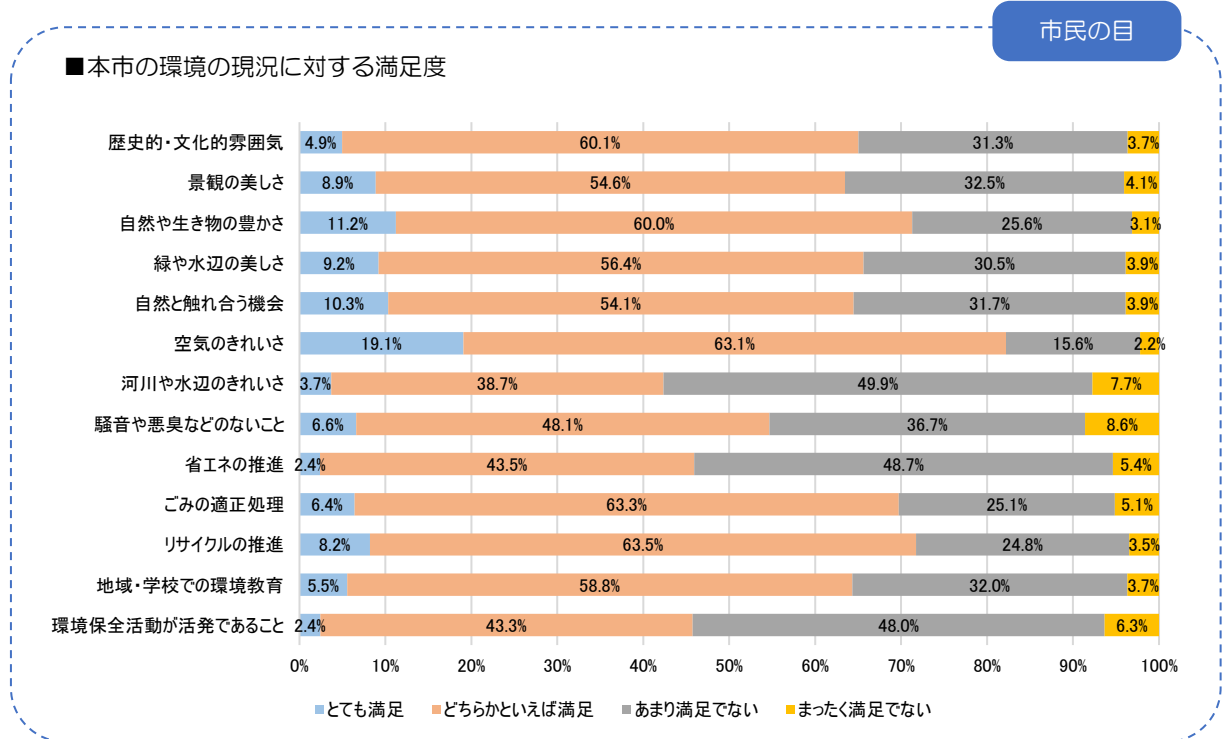
事業者の目

■自社の事業活動と環境保全について

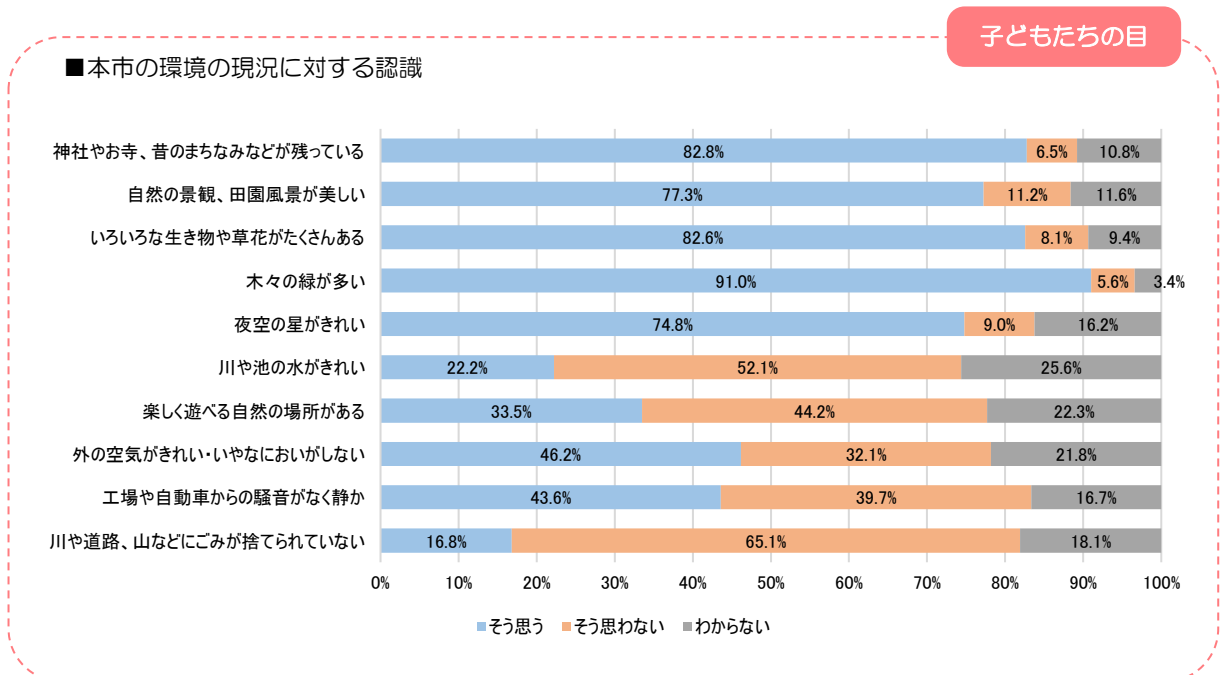


2. 環境の現況について

- 一般市民の結果では、「空気のきれいさ」、「リサイクルの推進」、「自然や生き物の豊かさ」について、多くの回答者が「満足」としたのに対し、「河川や水辺のきれいさ」、「環境保全活動が活発であること」、「省エネの推進」について「満足」としたのは半数以下となっています。



- 中学2年生・義務教育学校8年生の結果では、本市の環境として、「木々の緑が多い」、「神社やお寺、昔のまちなみなどが残っている」、「いろいろな生き物や草花がたくさんある」などについては、多くの回答者が「そう思う」とした一方で、「川や道路、山などにゴミが捨てられていない」、「川や池の水がきれい」などについては「そう思わない」としたのが半数以上でした。

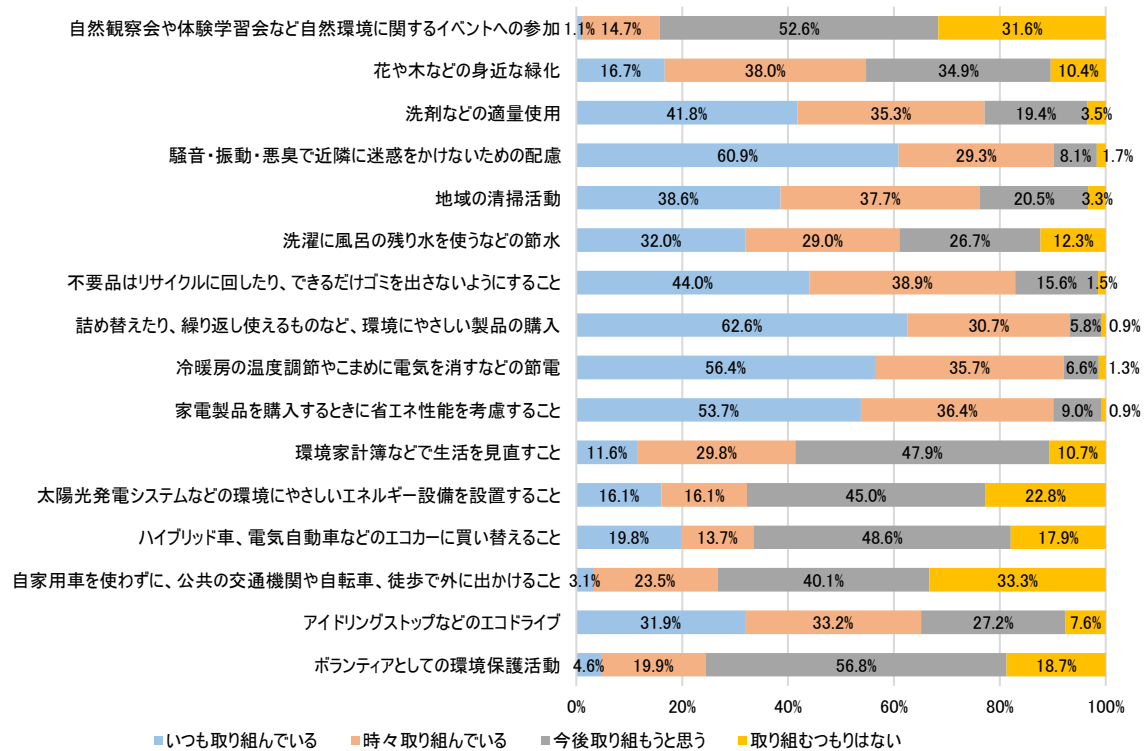


3. 環境保全の取り組み状況

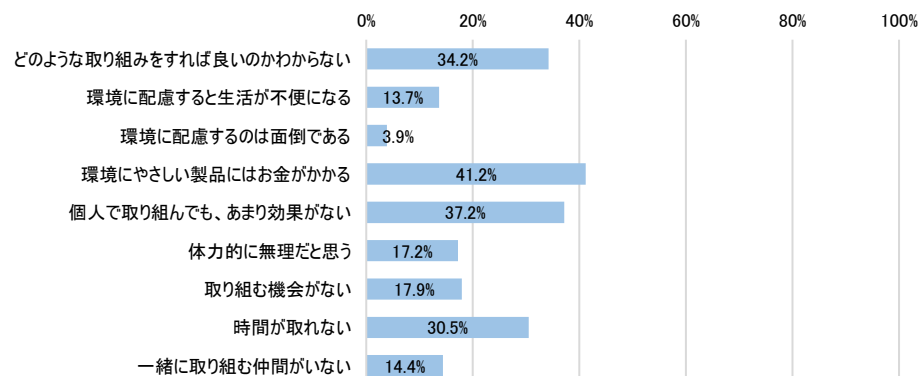
- 一般市民の環境保全の取り組みとして、「環境にやさしい製品の購入」、「冷暖房の温度調節やこまめに電気を消すなどの節電」、「騒音・振動・悪臭で近隣に迷惑をかけないための配慮」に多くの回答者が「取り組んでいる」としています。
- 取り組みを行う上での問題点として多く挙げられたのは、「環境にやさしい製品にはお金がかかる」、「個人で取り組んでも、あまり効果がない」、「どのような取り組みをすれば良いのかわからない」などとなっています。

市民の目

■ 環境保全の取り組み



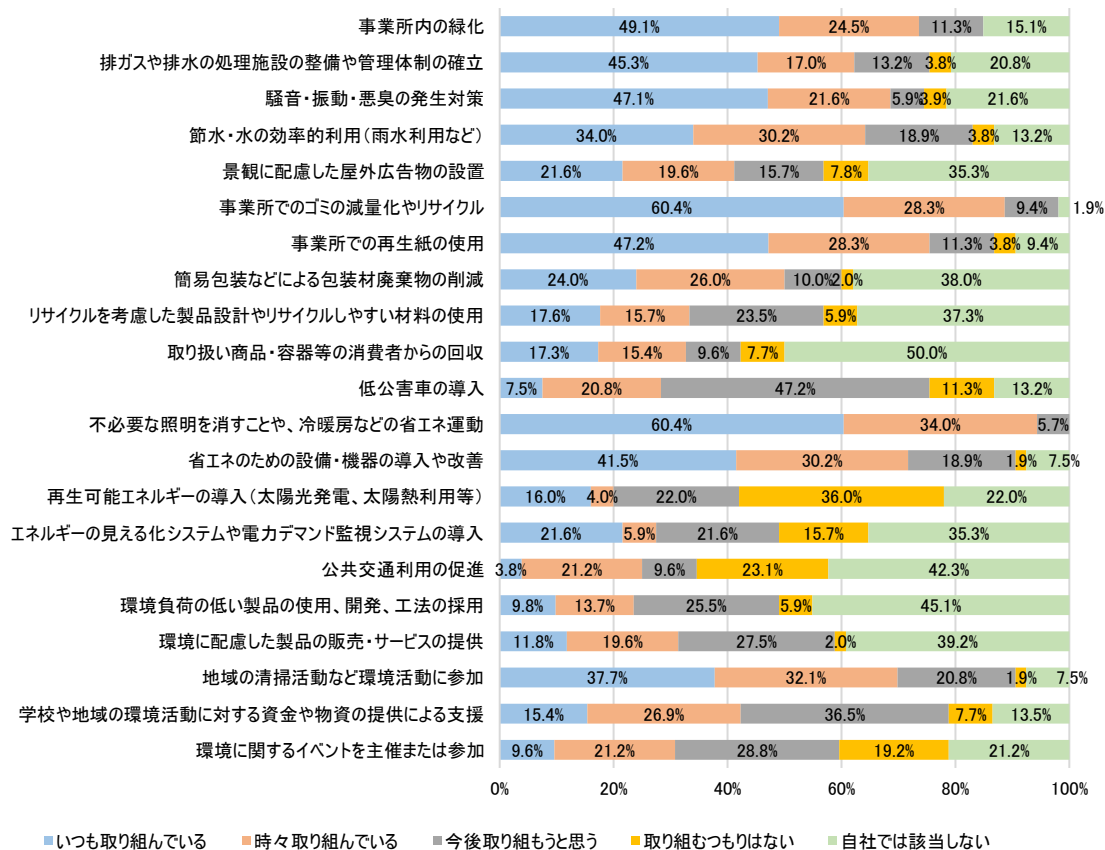
■ 取り組みを行う上での問題点



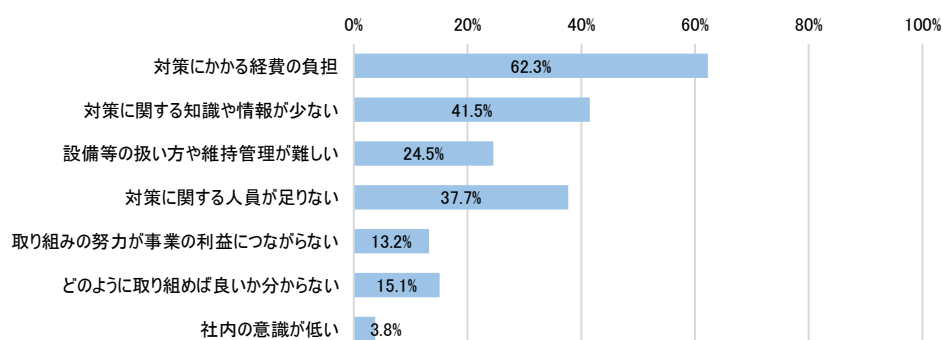
- 事業者の環境保全の取り組みとして、「 unnecessaryな照明を消すことや、冷暖房などの省エネ運動」、「事業所でのゴミの減量化やリサイクル」、「事業所での再生紙の使用」、「事業所内の緑化」に多くの回答者が「取り組んでいる」としています。
- 取り組みを行う上での問題点として多く挙げられたのは、「対策にかかる経費の負担」、「対策に関する知識や情報が少ない」などとなっています。

事業者の目

■ 環境保全の取り組み



■ 環境保全に取り組む上での問題点

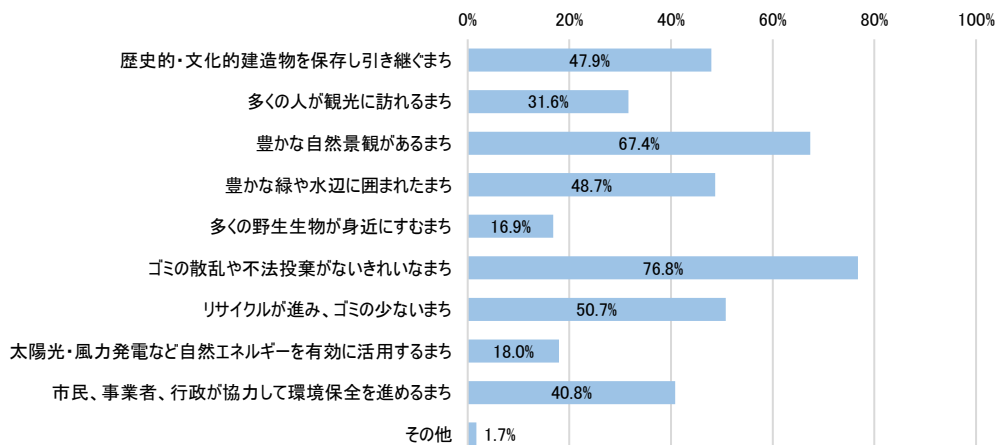


4. 将来の環境について

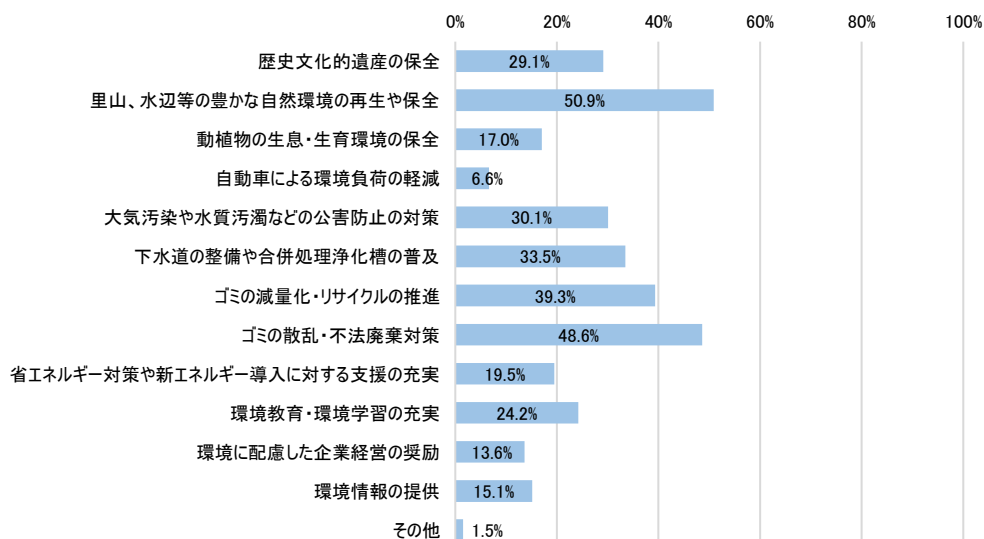
- 一般市民から、将来、なってほしいまちとして多く挙げられたのは、「ゴミの散乱や不法投棄がないきれいなまち」、「豊かな自然景観があるまち」などとなっています。
- 環境をよくするための取り組みとして、「里山、水辺等の豊かな自然環境の再生や保全」、「ゴミの散乱・不法廃棄対策」などが重要とされています。

市民の目

■ 将来どんなまちになってほしいか



■ 環境をよくするために重要な取り組み



第3章 望ましい環境将来像と基本目標

第1節 本市の望ましい環境将来像

「桜川市環境基本条例」の基本理念の実現に向けた市の環境の最も基本的な目標を本市の望ましい環境将来像として次のように定めます。

心うるおす豊かな自然と歴史を守るまち

本市は、多くの山桜が自生する里山や、悠々と流れる桜川とその周辺に広がる田畑など、豊かな自然を有しています。また、先人たちが残した多くの歴史的遺産は、桜川市の魅力ある景観を形成しています。

この豊かな自然や景観が、本市の魅力であり続け、いつまでも私たちの心をうるおすものであるように、一人ひとりが身近な環境配慮への取り組みを積み重ね、多方面からよりよい環境を目指し創造していきます。



富谷山から見た桜川市の風景

第2節 基本目標

環境将来像の実現に向け、次の4つの基本目標を定めます。

1. 自然環境 ～自然がはぐくむ命を大切にしていくために～

市内を取り囲む里山やそこに生育する山桜、自然豊かな田園地帯に悠々と流れる桜川は、桜川市を象徴する誇りです。私たちはこれらの自然とその自然がはぐくむ多様な生態系を保全するとともに、文化遺産などの地域資源と調和した良好な景観づくりに努めます。

2. 生活環境 ～快適な生活環境を維持し続けるまちであるために～

市民が安全で健康的な生活を営むためには、市民・事業者・行政が一体になって環境保全や汚染防止、ごみ対策に取り組む必要があります。快適な生活環境の維持に向けて、積極的な公害対策とその普及啓発に向けて活動をし続けます。

3. 地球環境と循環型社会 ～一人ひとりがエコレンジャーになれるまちを目指して～

地球温暖化やそれに伴う気候変動は、私たちをとりまく身近な環境問題による負荷が大きく影響しています。地球環境問題を自分達の問題としてとらえ、持続可能な循環型社会の実現を目指し、一人ひとりが今できることを積極的に推進していきます。

4. 連携と協働 ～エコ活動の輪を広げ未来に繋げていける市民であるために～

市民・事業者・行政のすべてが環境問題の当事者であるという意識を持ち、環境に対する理解を深め、協働で環境保全活動に取り組んでいく必要があります。それぞれが連携して学び、活動する機会を増やし、環境保全に向けて努力し続けます。

第3節 各分野における課題

第1章「桜川市の現況」、第2章「市民・事業者の環境意識」を踏まえた各環境分野における主な課題について以下のとおり整理しました。

1. 自然環境

本市は、筑波山をはじめとした山々に囲まれており、山桜などの森林が四季折々の美しい表情をつくりだしています。平野部に流れる桜川、その周辺に広がる田畑、耕作を支える池沼も多数存在し、そこに生息する生物が、この自然と相互に関連しながら豊かな生態系を形成し、本市の多様な野生動植物の生息・生育に繋がっています。

また、山や田畑が織りなす美しい自然景観に加え、歴史的建造物や町並み、そして地場産業である石材業や農業は、本市を活気づけるとともにその魅力を高めてきました。

自然がはぐくんできた豊かな生態系や自然環境を継続して保全し、歴史的環境などの地域資源を活用しながら良好な自然景観を維持・向上させることが求められています。

2. 生活環境

県や市で監視している市内の一般大気・河川水質は、ともに環境基準を達成していますが、河川や水辺のきれいさに関する市民の満足度は低くなっています。また、地域によっては、野焼き等による悪臭など、生活型公害の影響が見られます。

ごみ問題に関しては、本市の一人当たりの排出量は県の平均より少なく、今後も維持し、環境負荷の低減に努めていきたい要素です。一方で、ごみの散乱や不法投棄が問題視されており、市民の不満が高まっています。

市民の健やかな生活環境を守るため、より一層の公害対策を進めていくための方策を立てて確実に実行していく必要があります。

3. 地球環境と循環型社会

現在、地球上でもっとも大きな環境問題である地球温暖化は、国や県、市町村においてもその対策を進めています。また、市民の関心も高く、ゲリラ豪雨等による局所的大雨の増加や気温上昇など、気候変動による影響に不安を抱いています。

同時に、市民・事業者・行政において、省エネやリサイクル、身近な緑化等、できることから環境問題へ取り組んでいます。既に起こりつつある気候変動の影響への適応に向けては、多様な主体が一体となって対処しなければなりません。

地球環境を守り、かつ持続的に発展することができる社会の実現に向けて、一人ひとりの身近な環境配慮行動の積極的な実践が課題です。

4. 連携と協働

自然環境、生活環境、地球環境を守るためには、一人ひとりの積極的な行動が重要です。

本市の小中学校（義務教育学校を含む）では、それぞれ独自の環境活動を通じた実践的な環境教育が実施されています。子どもたちも環境問題に関心が高く、家庭や学校において節電やリサイクル等、自分たちのできることに取り組んでいます。

また、本市では、桜の生育場所の維持管理や上野沼の野生動植物の生息・生育環境保全、りんりんロードの清掃・除草などを行っている各種団体をはじめ、地域における環境保全活動・環境美化活動が多数行われています。

それぞれが環境問題へ当事者意識を持ち、積極的な環境配慮行動を実践するためには、市民・事業者・行政が連携して活動に取り組めるような仕組みづくりが必要です。

第4章 施策体系と取り組み

第1節 施策体系

本市の望ましい環境将来像に向けて、次に示す施策体系で取り組んでいきます。



第2節 環境施策と取り組み

1. 自然環境 ～自然がはぐくむ命を大切にしていくために～

市の施策

1-1 豊かな生態系と種の多様性の確保

野生動植物を適切に保護し、野生動植物の生息・生育環境の確保に努めます。

①野生動植物の生息・生育環境の保全	主管課
土地の利用にあたっては、野生生物の生息・生育環境を確保するよう指導します。	農林課
天然記念物、絶滅のおそれのある野生生物については、生態調査など、情報収集を行うと共に、関係法令等の各種制度の適切な活用を図り、保護を促進します。	
特定外来生物等は、既存の生態系を壊すおそれがあることから、情報収集に努め、排除等の適切な対応に努めます。	
②生息環境への配慮	主管課
事業を実施する際には、生態系への影響に配慮します。	各事業担当課
市街地や農村地域などで失われた生物の生息環境を回復するために造られるビオトープを推進します。	農林課

取り組み 紹介

上野沼 ～沼周辺の生物生息環境保全～

岩瀬地区にある上野沼は、市民の憩いの場としてハイキングやキャンプ、日常的に散歩をする人たちが多く集まります。訪れる方々全てが安らげる水辺空間を提供できるように、自然保護指導員が湖畔周辺の遊歩道等の巡回活動を行っています。

周辺はクヌギ・アカマツ・コナラなどの樹林に囲まれ、動植物が豊富に生息しているため、自然環境保全地域に指定されています。



1-2 多様な自然環境の保全と利活用

多様な自然環境の保全に努め、緑や水辺に親しめる空間を整備します。

①山桜の保全と活用の推進	主管課
山桜を守り育てる市民団体等と連携し、山桜の調査と保護活動を推進します。	ヤマザクラ課
山桜についての学習機会を創出します。	
②森林の保全と活用の推進	主管課
森林を育てるため、間伐、下刈り等の保全・管理対策を推進します。	農林課
森林ボランティア活動を活用した市民参加型の森林づくりを推進します。	
水源かん養、土砂流失防止などの機能がある保安林については、適正管理を促進します。	
自然環境保全地域に指定されている上野沼、鴨鳥五所については、すぐれた自然が残されていることから、関係法令等の活用により保全を図ります。	生活環境課 農林課
水郷筑波国立公園、笠間県立自然公園、吾国・愛宕県立自然公園の適切な保護管理に協力するとともに、公園施設の利用を促進します。	商工観光課
③農地の保全と活用の推進	主管課
農地の遊休化の解消に努めるとともに、環境に配慮した農業基盤の整備を推進します。	農林課
農村との交流を通じて自然とのふれあいを促進するため市民の農業体験を進めます。	
④水辺地の保全・回復の推進	主管課
河川の護岸工事の際には、水質浄化に配慮した整備を促進します。	建設課
河川や湖沼などの水辺は、貴重な親水空間として整備を促進します。	都市整備課



高峯の山桜

1-3 人と自然との共生

地域の身近な自然環境を保全し、次世代に引き継いでいくため、自然とふれあう機会づくりや人と自然とが共生する地域づくりに努めます。

①身近な緑・水辺の保全・創出	主管課
身近な自然とふれあえる場として、水辺地における親水空間の保全・整備・公園や公共施設での緑化等を推進します。	都市整備課
地域の緑の保全を図るため、緑の効用や必要性について普及啓発を行い、森林の保全や緑化推進に努めます。	都市整備課 農林課
地下水かん養、生態系維持など環境保全機能を有する農地や里山の保全に努めます。	農林課
②自然体験の推進	主管課
自然観察会等を開催するとともに、市民団体等の自然観察会の開催を支援します。	生活環境課
身近な自然や生物の情報提供に努めます。	



桜川探検隊の活動の様子

1-4 良好な景観の形成

市固有の自然環境の下、先人から受け継いだ美しい風景の保全と次世代に引き継ぐべき魅力ある景観の形成に努めます。

①良好な景観の形成	主管課
自然景観と都市景観とが調和した良好な景観の形成を図るため、景観法に基づき、市全域を対象とする景観計画を策定します。	都市整備課
地域の景観と調和した道路の舗装、街路灯、植栽などの整備を推進します。	都市整備課 建設課

市民・事業者の取り組み

市民・事業者が主体となって進める取り組みについて、主なものを示します。

<市民の役割>

- 野生生物の生息・生育に重要な場所の保護・保全に協力し、山や川、池沼などへ出かけたときは、ごみを持ち帰るなどします。
- 自然観察会や自然や生き物を守る環境保全活動に参加し、自然の大切さの理解に努めます。
- 植林など、森林づくりの取り組みに参加し、緑の回復に協力します。
- 庭やベランダ、生け垣など、身近な場所の緑化に努めます。
- 近くの公園など、身近な自然の維持・管理に協力します。
- 地域の自然景観や歴史的景観と調和した景観づくりに協力します。

<事業者の役割>

- 開発にあたっては、森林、農地、水辺地など多様な自然環境の保全に配慮し、野生生物の生息・生育環境への影響を回避するよう努めます。
- 農地や森林の持つ保水機能や水源かん養・浄化機能の保持に努めます。
- 近くの公園など、身近な自然の維持・管理に協力します。
- 事業所敷地内の緑化・美化に努め、周辺景観と調和した環境の整備に努めます。

取り組み 紹介

桜川日本花の会

～美しい山桜の自生する里山の景観整備の活動～

桜川日本花の会は、里山に自生する山桜の素晴らしい景観を多くの人に楽しんでもらうため、高峯（竜神山）において、地域の人たちと協力しながら景観整備を行っています。

15年前に始まった活動は、林道や展望スポット周辺の間伐と除草作業、遊歩道や展望台、駐車スペースの整備など、重機をほとんど使わずに、こつこつと手作業で行ってきました。現在も、開花期前の冬から春にかけて、数回にわたり除草作業を行っています。

こうした活動が実を結び、開花期間中になると、車両通行止めの林道を大勢の観光客が歩いて登り、間近に見る野生の山桜を楽しんでくれています。

市内の里山には、約55万本の山桜が自生していると言われており、春になると素晴らしい景観が見られますが、人の手が入らず荒廃しつつある里山が増えています。山桜の楽しめるスポットを、市内の多くの場所に整備することで、美しい桜川の景観が守られていくことを願い、私たちもその先頭に立って活動していきたいと思っています。



2. 生活環境 ～快適な生活環境を維持し続けるまちであるために～

市の施策

2-1 大気環境の保全

きれいな空気の中で誰もが健康的に暮らせる大気環境の維持に努めます。

①工場・事業場排出ガス対策の継続	主管課
大気汚染を引き起こしている可能性のある施設に対しては、施設改善を要請します。	生活環境課
適正な施設の維持・管理を要請します。	
大気汚染物質の削減を図るため、工場・事業所等の固定発生源施設に対する燃料使用の効率化やクリーンエネルギーへの転換を推進します。	
一般大気環境の監視に努めます。	
②自動車排出ガスの制御	主管課
市職員が自家用車での出勤を控えるノーマイカーデーを設けるなど、職員の意識啓発を図ります。	企画課
電気自動車やハイブリッドカー等のクリーンエネルギー自動車の普及を促進します。	財政課
公共交通機関やデマンド型乗合タクシーの利用を促進します。	企画課



大気観測車による一般大気環境の監視

2-2 水質の保全

河川などの水質保全を図り、きれいな水辺環境づくりに努めます。

①工場・事業場排水対策の継続	主管課
河川等の水質検査を継続的に実施し、排水基準の遵守を促進します。	生活環境課
茨城県霞ヶ浦水質保全条例に基づき、事業者の責務に関し周知するとともに、霞ヶ浦の水質の保全に関する目標達成のための削減策を講じていきます。	
②生活排水対策の実施	主管課
公共下水道、農業集落排水への接続を促進するとともに、合併浄化槽の設置を推進し、生活排水による河川等への汚濁負荷の低減を図ります。	下水道課
水質汚濁防止のため、市民に対し、台所排水対策や洗剤の適正使用などの意識啓発を行います。	生活環境課
河川などの水質汚濁防止のため、浄化槽の適正な維持管理を指導します。	
農業用排水の水質保全、機能の維持を図り、生産性の高い活力のある農村型社会の形成に努めます。	農林課
桜川水系の水質監視を継続的に行っていきます。	生活環境課



排水の水質検査

2-3 土壌汚染の防止

豊かな生態系を育む安心・安全な土壌環境づくりに努めます。

①化学物質の適正管理と廃棄物の適正処理	主管課
有害化学物質を使用している工場・事業場に対し、適正な使用・保管を指導します。	生活環境課
廃棄物の適正処理の指導・監視を強化します。	
②農薬・有機塩素化合物等の適正利用の指導	主管課
農薬や化学肥料などの使用を抑え、環境への影響を軽減する環境保全型農業を促進します。	農林課
農薬の適正な使用を指導します。	

2-4 生活型公害の防止

近隣に配慮し、誰もが快適に暮らせる環境づくりに努めます。

①騒音の防止	主管課
飲食店等の深夜営業騒音、商業用等の拡声器騒音、建設作業騒音などについては法令等による規制に基づき指導を行います。	生活環境課
高速道路等の騒音の監視に努めます。	
②悪臭の防止	主管課
事業場から悪臭を発生させないよう指導します。	生活環境課
日常生活に伴う悪臭の防止のため、野焼きなどによる家庭ごみの自家焼却の禁止や浄化槽の適正な維持管理など、市民に対して啓発を行います。	
関係機関との連携を図り、河川や水路等の水質汚濁や悪臭の防止に努めます。	

2-5 化学物質による環境汚染の防止

人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす危険性が考えられる化学物質等による環境問題に対し、迅速な対応に努めます。

①化学物質の環境リスク対策の推進	主管課
事業者に対し、PRTTR制度（化学物質排出移動量届出制度）を周知し、化学物質の適正な管理・使用を指導します。	生活環境課
農薬や化学肥料、洗剤の使用等に関し、環境への配慮について意識啓発に努めます。	生活環境課 農林課
化学物質や環境ホルモンに関する情報の収集、提供に努め、環境保全意識の啓発を図ります。	生活環境課
②ダイオキシン類の排出対策の推進	主管課
ごみ焼却処理施設等からのダイオキシン類の発生抑制を推進します。	生活環境課
野焼きの禁止の徹底を図ります。	
ダイオキシン類に関する情報の収集、提供に努め、環境保全意識の啓発を図ります。	

市民・事業者の取り組み

市民・事業者が主体となって進める取り組みについて、主なものを示します。

<市民の役割>

- 急発進、急加速、空ぶかしはやめ、アイドリングストップを心がけます。
- 三角コーナーや水切りネットを活用し、調理くずなどが河川に流入しないようにします。
- 食器や鍋などの油汚れは、新聞紙などでふき取ってから洗うようにします。
- 公共下水道や農業集落排水施設への接続や、生活排水を処理する市街地浄化槽の設置に努めます。
- 除草剤などの農薬を使用する場合には、説明書に従い適切に使用します。
- 近隣に迷惑となる生活騒音の発生防止に努めます。
- ごみの分別排出を実行し、ダイオキシン類の発生の原因となる野焼きは行いません。

<事業者の役割>

- 急発進、急加速、空ぶかしはやめ、アイドリングストップを心がけます。
- 法令等を遵守し、適切な施設管理を行い、大気、水質、土壌の汚染を防止します。
- 化学物質の使用に当たっては、適正な使用、保管、処理を行います。
- 農薬や化学肥料などの使用を抑え、環境にやさしい農業を行います。
- 事業活動や建設作業に伴う騒音、振動の防止に努めます。
- 近隣の住宅に迷惑にならないよう、カラオケなどの営業騒音の低減に努めます。
- 事業所から悪臭を発生させないように努めます。



工場の騒音測定

3. 地球環境と循環型社会 ～一人ひとりがエコレンジャーになれるまちを目指して～

市の施策

3-1 地球温暖化防止対策の推進

温室効果ガスの排出量を削減する取り組みを実践し、地球温暖化の防止に努めます。

①温室効果ガスの排出抑制	主管課
「茨城県地球温暖化防止行動計画」並びに「桜川市地球温暖化防止対策実行計画」による目標達成のため、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。	生活環境課
市民や事業者に普及啓発活動を行い、二酸化炭素など温室効果ガスの排出が少ないライフスタイルを促進します。	
②二酸化炭素吸収源の保全・創出	主管課
二酸化炭素の吸収や保水機能、生態系の保全などの多様な環境保全機能を有する森林や樹木の保全に努めるとともに、植林など、新たな緑地空間の創出に努めます。	農林課
再生紙の利用を促進します。	生活環境課

3-2 省エネルギーの推進

限りある資源を有効に利用し、省エネルギーに努めます。

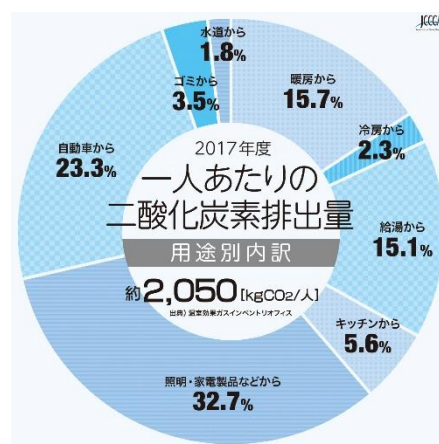
①省エネルギーの推進	主管課
建築物におけるエネルギーの効率的利用を図ります。	各施設担当課
エコドライブの普及啓発に努めます。	生活環境課
市民・事業者に省エネルギーを呼びかけるとともに、市自らも施設における省エネルギー対策に積極的に取り組みます。	
公共施設の整備に当たっては、省エネルギー型の設備・機器の導入など環境に配慮した施設整備を進めます。	財政課
住宅の新築・改築時には、高効率な給湯や空調設備、省エネルギー設備の普及推進を図ります。	生活環境課
輸送に伴う環境への負荷低減の観点から、地産地消を推進します。	農林課

コラム

【一人あたりの二酸化炭素排出量】

一人あたりの二酸化炭素排出量の内訳をみると、照明・家電製品（冷蔵庫、掃除機、テレビなど）が最も多く、次いで自動車、暖房、給湯となっており、これらで全体の9割弱を占めています。

暮らしの身近な場面で一人ひとりが取り組めることを考えてみませんか？



出典：温室効果ガスインベントリオフィス
 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
 (<http://www.jccca.org/>) より

3-3 新エネルギー等の利用促進

太陽光発電、水素利用などの新エネルギー、ヒートポンプ、クリーンエネルギー自動車等の革新的なエネルギー高度利用技術設備の導入促進に努めます。

①新エネルギー等の導入	主管課
新エネルギー等の活用に向けた普及啓発を図り、導入を促進します。	生活環境課
新エネルギー等の技術開発や補助についての情報を提供します。	

3-4 気候変動適応策の推進

既に起こりつつある気候変動の影響によって受ける被害の回避または最小化のため、適応策を推進します。

①気候変動に伴う災害に強いまちづくりの推進	主管課
地域の防災意識を高め、災害時に適切な対応ができるように市民の防災スキルアップを目指します。	防災課
災害発生時に迅速かつ的確に活動が行える体制を目指し、自主防災組織・地区防災組織の活動支援にあたります。	
②気候変動に伴う健康被害の低減	主管課
熱中症についての情報提供、正しい予防・対処方法を普及啓発します。	健康推進課
蚊を媒介とするデング熱等の感染症について、正しい情報を提供します。	

コラム

【熱中症が増えていきます！ 適切な予防を！】

熱中症は夏季の高温が人にもたらす健康影響であり、その予防は、地球温暖化への適応策として私たちに最も身近なものとと言えます。正しい知識をもって、熱中症を予防しましょう。

熱中症 ～思い当たることはありませんか？～

熱中症の予防には、水分補給と暑さ避けることが大切です

こまめに水分を取っていますか？

- ×のどの渇きを感じない
- ×夜中にトイレに行くのが面倒だ

高齢者は、加齢によりのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。このため、のどの渇きを感じなくてもこまめに水分補給をする必要があります。また、体に必要な水分の補給を我慢することは、特に危険です。

エアコンを上手に使っていますか？

- ×エアコンは体が冷えるから嫌だ
- ×エアコン等が使えない

エアコンや扇風機は、室温設定に気を付けたり、体に直接あたらないよう風向きを調整するなど工夫をすれば、体が冷えすぎず、快適に使うことができます。これらが使えない場合は、シャワーや冷たいタオルでも、体を冷やす効果があります。

熱中症患者の年齢別割合

年齢	割合
小児	0.0%
成人	35.6%
高齢者	48.9%
少年	14.5%

熱中症患者のおよそ半数は高齢者(65歳以上)です

暑さに強いから大丈夫？

- ×暑さをあまり感じない
- ×汗をあまりかかない

高齢者は、暑さに対する感覚が鈍くなり、発汗など体から熱を逃がす機能も低下します。暑い日は無理をしない、室内でも温湿度計を置き、部屋の温度が上がらずにいないか確認するなど注意しましょう。

部屋の中なら大丈夫？

- ×部屋の中では熱中症対策をしていない
- ×夜は特に注意していない

熱中症は、室内や夜間でも多く発生しています。すだれやカーテンで直射日光を遮る、換気をして屋外の涼しい空気を入れる、必要に応じてエアコン等を使用するなど、部屋に熱がこもらないように、常に心掛けましょう。

環境省

【高齢者は特に注意が必要です。】

①体内の水分が不足しがちです
高齢者は若年者よりも体内の水分量が少なく、体の老廃物を排出する際にたくさん尿を必要とします。

②暑さに対する感覚機能が低下しています
加齢により、暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。

③暑さに対する体の調節機能が低下します
高齢者は体に熱がたまりやすく、暑い時には若年者よりも循環器系への負担が大きくなります。
※心臓や腎臓の悪い方や持病をお持ちの方は、かかりつけの医師にご相談下さい。

体内の水分量

熱中症は、室内でも多く発生しています。夜も注意が必要です。

熱中症の発生場所(2017年)

✓予防法ができていますか？チェックしましょう。

<input type="checkbox"/> こまめに水分補給をしている	<input type="checkbox"/> エアコン・扇風機を上手に使用している	<input type="checkbox"/> シャワーやタオルで体を冷やす
<input type="checkbox"/> 部屋の温度を測っている	<input type="checkbox"/> 暑い時は無理をしない	<input type="checkbox"/> 涼しい服装をしている外出時には日傘、帽子
<input type="checkbox"/> 部屋の風通しを良くしている	<input type="checkbox"/> 緊急時・困った時の連絡先を確認している	<input type="checkbox"/> 涼しい場所・施設を利用する

予防法メモ

- 寝る前だからと水分を我慢せず、こまめに水分補給を心がけましょう。汗をかいた時は、適度な水分補給も必要です。
- 暑さを感ぜなくても、部屋の見やすい場所に温湿度計を置き、温度が上がったらエアコンをつけるなど、常に注意しましょう。
- エアコンや扇風機が苦手な人は、室温設定に気を付けたり、風向きを調節するなど工夫を試み、調節の仕方が分からない人は、身近な人に相談しましょう。

環境省熱中症情報に関するホームページ
<http://www.wbg.tamv.go.jp/>

環境省環境保健部 環境安全課
〒100-8979 東京都千代田区千代田1-2-2 中央合同庁舎5号館
TEL.03-3581-3351 (代表)

出典：環境省 熱中症 ～思い当たることはありませんか？～

3-5 ごみの発生抑制と適正処理

ごみの減量化と分別排出の徹底、不法投棄の防止に努めます。

①ごみの発生抑制	主管課
市民に対し、使い捨て商品などの買い控えや分別排出の徹底の意識啓発を行います。	生活環境課
「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、食品ロスの削減に向け、周知啓発を行います。	
エコショップを推進し、広く市民にPRします。	
②ごみの適正処理及び不法投棄やポイ捨ての防止	主管課
ごみのポイ捨て禁止のための意識啓発や、市民や事業者等に対する廃棄物の適正処理を指導します。	生活環境課
不法投棄の監視を強化し、未然防止や早期発見を図ります。	
③省資源の推進	主管課
木材資源の有効利用を図るため、建設工事等における熱帯材合板コンクリート型枠などの効率的な利用に努めます。	建設課
市民に対し、省資源や省エネルギー等に関する情報提供、普及啓発を行います。	生活環境課

3-6 リサイクルの推進

資源のリサイクルを推進し、環境への負荷の低減に努めます。

①資源物回収の推進	主管課
「容器包装リサイクル法」等に基づき、分別排出の体制を強化するとともに、資源回収を推進します。	生活環境課
分別排出が円滑に進むよう、分別・回収・資源化のシステムを整備するとともに、ごみステーションの充実やパンフレット等により意識啓発を行います。	
資源ごみの回収場所、回収日と頻度が適正かどうかについて検討し、必要な措置がとれるよう努めます。	
農業用使用済みプラスチックのリサイクル処理を推進します。	農林課
②再生品の利用促進	主管課
市民に対し、環境にやさしい商品の購入促進のための周知啓発を行います。	生活環境課



地域で行われているリサイクル活動

市民・事業者の取り組み

市民・事業者が主体となって進める取り組みについて、主なものを示します。

<市民の役割>

- ・日常生活での電気、ガス、ガソリンなどの使用量を把握し、省エネを心がけます。
- ・省エネ性能の高い製品の導入や住宅の省エネ性能向上に努めます。
- ・自家用車の利用を控え、自転車や公共交通機関の利用に努めるとともに、自動車を使用する際には、エコドライブを心がけます。
- ・家庭でのごみの減量や資源ごみの分別に努めます。
- ・食品ロスを出さない調理や買い物を心がけます。
- ・空き缶やたばこ等のごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。
- ・缶・びん・ペットボトル、食品トレイ等の資源回収に協力します。
- ・環境にやさしい商品の購入に努めます。

<事業者の役割>

- ・事業活動での電気、ガス、ガソリンなどの使用量を把握し、エネルギーの無駄な使用削減に努めます。
- ・省エネ性能の高い設備・機器の導入や事業所建物の省エネ性能向上に努めます。
- ・通勤時の自転車や公共交通機関の利用を推奨するとともに、自動車を使用する際には、エコドライブを心がけます。
- ・クールビズやウォームビズを励行します。
- ・法令等を遵守し、廃棄物を適正に処理します。
- ・事業活動で発生する廃棄物の減量化、再利用および再生利用に努めます。
- ・食品ロスを出さない調理、メニュー提供に取り組みます。

取り組み 紹介

廃タイヤ・廃コンクリートの再資源化

生活の豊かさを求めた従来の経済社会は、大量生産、大量投棄による環境破壊を引き起こしています。さらに、産業廃棄物の不法投棄などの問題が生じており、私たちの生活にも影響を及ぼしています。

不用になった資源がムダに投棄され、地球環境を脅かしている中、廃タイヤ・廃コンクリートの分別処理を行い、再利用を手がけている事業者もいます。このような取り組みは適正な処理を通じて環境を守り、循環型社会の構築につながるものです。

次世代に住みよい環境を残していくために、リサイクル（再利用）の取り組みが積極的に進められています。



4. 連携と協働 ～エコ活動の輪を広げ未来に繋げていける市民であるために～



市の施策


4-1 環境教育・環境学習の推進

環境教育・環境学習を推進し、環境保全に対する意識の向上に努めます。

①環境教育及び環境学習の推進	主管課
自然公園や河川などを利用した、環境に関する学習の機会を提供するとともに、環境保全のための人材育成に努めます。	生活環境課
環境保全団体の育成・支援に努めます。	
②情報の収集及び情報の提供	主管課
国や県、市民、事業者、環境保全に関する活動を行っている団体などから環境情報を収集し、活用に努めます。	生活環境課
広報さくらがわ、啓発用パンフレット、インターネット等を通じて、環境保全等に関する各種行事や自然公園等の利用に関する情報を提供します。	

■市内の小・中・義務教育学校で行われている主な学習・活動

学習・活動名	施設見学	総合的な学習	花と緑の環境美化
内容	<p>小学校4年生では、環境センターや浄水場などの施設を見学し、環境について学習するとともに、環境に対する意識を高めています。</p> 	<p>総合的な学習の時間では、学校の近くの川や公園の様子を観察し、生きものや植物などの自然環境について学習しています。</p> 	<p>環境美化に対する関心や意欲を高めるために、敷地内の花壇に花を植えるなどし、校内の環境美化に努めています。</p> 

学習・活動名	ヤマザクラの苗育成	リサイクル品の回収
内容	<p>市内の児童は、郷土の資源であるヤマザクラを種から育てることを通して、自然環境について学ぶとともに、市に対する郷土愛を育てています。</p> 	<p>学校の委員会活動を通して、アルミ缶やプルタブ、ペットボトルキャップなどを回収しています。回収されたものはワクチン接種の費用や新たな製品の材料となっています。</p> 

4-2 環境保全活動の推進

市民の自発的参加を促す体制づくりに努め、効果的な環境保全活動を促進します。

①環境保全活動の支援	主管課
市民や学校、町内会等が行う環境保全に関する活動の支援に努めます。	生活環境課
環境ボランティアや環境NPO等が行う環境保全に関する活動の支援に努めます。	



学校におけるエコカップ運動

4-3 環境美化活動の推進

環境美化活動を推進し、美しく快適なまちづくりに努めます。

①美化・緑化活動の推進	主管課
環境美化・緑化意識に関する意識啓発を行います。	生活環境課
ごみの散乱防止やペットのふんの持ち帰りの周知に努めます。	
地域における美化活動及び緑化活動を支援し、広く市民参加を促します。	
空き地の適正な管理を指導します。	商工観光課
花いっぱい運動など緑化活動を支援します。	

市民・事業者の取り組み

市民・事業者が主体となって進める取り組みについて、主なものを示します。

<市民の役割>

- 環境教室や環境学習会等に参加し、環境保全について学びます。
- 環境に関する情報を収集し、自らの環境行動につなげます。
- 家庭において、ごみの分別やリサイクルなどの環境保全活動を行います。
- 地域の美化活動や環境保全活動に参加、協力します。
- 花いっぱい運動などの緑化活動に参加します。

<事業者の役割>

- 職場での環境教育・環境学習に努めます。
- ISO14001、エコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを導入し、事業所における環境改善に努めます。
- 事業所内において、リサイクルやグリーン購入などを実施します。
- 事業所周辺のごみ拾いや草刈りなどにより、環境美化に努めます。
- 学校や地域の美化活動や環境保全活動に参加、協力します。

取り組み 紹介

～路面及び法面の除草活動～

地区の環境保全組合や道路里親制度等を活用した団体が、美化活動等のボランティア活動として、つくば霞ヶ浦りんりんロードやその沿道に生い茂る葎などの高草木の除草を行っています。これは、通学路・ウォーキングコースの安全面の確保を行うとともに、筑波山ろくと恵まれた田園風景とが見せる良好な景観を維持するために活動を行っています。



第3節 数値目標

市の環境施策、市民・事業者の取り組みの成果を数値で評価するために、数値目標を設定しました。

項目	現状値（年度）	目標値（令和11年度）
森林面積	6,303ha（H30）	現状維持
大気環境基準の達成率	100%（H28）	100%
水質（河川）環境基準の達成率	100%（H30）	100%
汚水処理人口普及率	69.1%（H30）	81.4%
生活系ごみの一人1日あたりの排出量	639g（H30）	630g
不法投棄の件数	72件（H30）	50件
温室効果ガス総排出量（事務事業）	4,087 t-CO ₂ （H30）	3,678t-CO ₂
資源物比率	8.9%（H30）	10%
農業用廃プラスチック回収量	95 t（H30）	100 t
クリーンエネルギー車導入率（市所有）	7.6%（H30）	20%
エコショップ認定店舗数	5件（H30）	10件
コミュニティバスの利用者数	1便平均6.8人（H30）	1便平均8.0人
環境学習会開催数	1回（H30）	5回
花いっぱい運動取組団体	43団体（H29）	現状維持

第5章 計画の推進と進行管理

第1節 推進体制

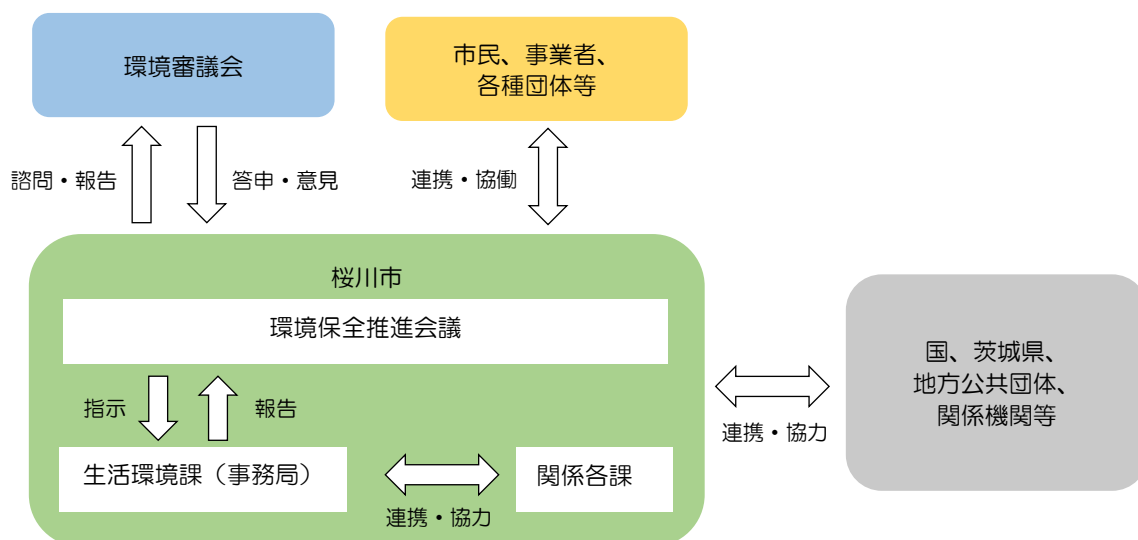
計画の目標達成に向けた環境施策の計画的な推進や実施などについて、その実効性を確保していくために、以下の方策に沿って環境基本計画の推進を図るものとします。

1. 計画の推進

- 環境保全推進会議
環境保全と創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内各課の職員で構成される「環境保全推進会議」を設置し、これを中心として各部局の緊密な連携のもとに計画の策定及び環境の保全に関する施策を実施します。
また、計画の進捗状況の点検・評価・見直しを行います。
- 環境審議会
環境基本計画の進行管理や環境施策に関して、公正かつ専門的な立場から審議を行う「桜川市環境審議会」を設置しています。

2. 連携・協働体制の整備

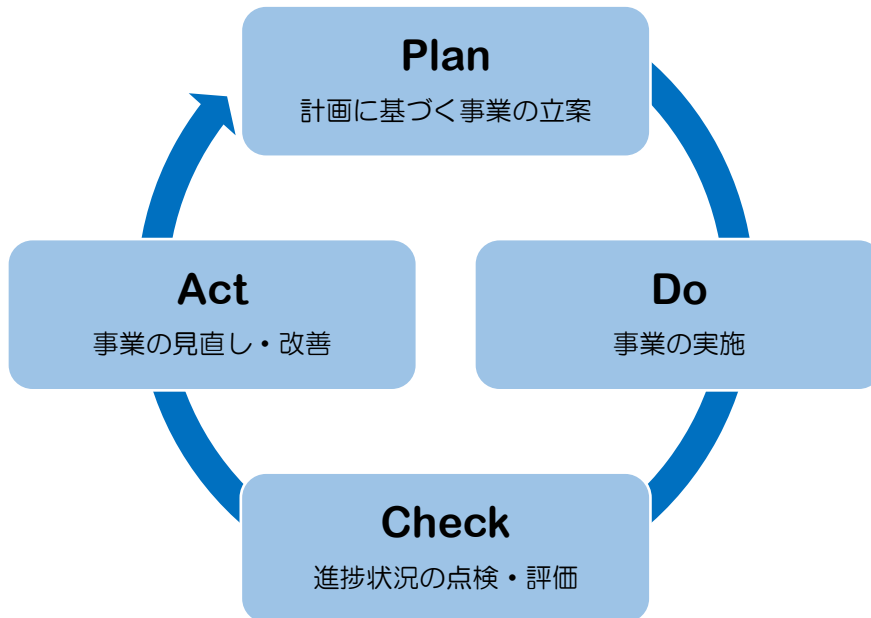
- 市民・事業者等との連携・協働体制の整備
環境基本計画の目標を実現するため、積極的な広報活動による情報の共有化を図りながら、良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組む市民・事業者や市民団体等の情報交換や連携・協働を進めます。
- 広域的な連携・協力の推進
環境の保全と創造に関する課題及びそれに関わる主体は、市町村域や県域を越えて相互に影響を及ぼしあっているため、広域的課題や地球環境問題等への対応については、桜川市環境基本条例第15条に基づき、国、県や他の地方公共団体と協力・連携を図りながら、広域的な視点からの取り組みを推進します。



第2節 進行管理

環境基本計画に基づく事業や施策の進行管理は、計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）という環境管理システムのPDCAサイクルの仕組みに基づき実施し、継続的な改善を図っていきます。

また、本市を取り巻く環境や社会状況の変化、化学技術の進展等により、必要に応じて本計画の見直しについても検討します。



目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境基本計画(第 7 条・第 8 条)

第 3 章 市が講じる環境の保全のための施策(第 9 条—第 16 条)

第 4 章 市民等の参加及び協働による環境の保全への取り組み(第 17 条—第 22 条)

第 5 章 地球環境保全の推進(第 23 条・第 24 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、池沼や河川と八溝山系の緑に恵まれた本市の環境の保全について基本理念を定め、桜川市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民の現在及び将来にわたり恵み豊かな環境において、健康で安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体若しくはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、震動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に則り推進されなければならない。

(1) 健全で恵み豊かな環境が市民の安全で快適な生活に欠くことができないものであることに鑑み、これを将来に渡って維持し、向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民が環境の恩恵を享受することができるよう積極的に推進すること。

(2) 人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、樹林、農地、水辺等における多様な自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷が少ない、継続的に発展することができる社会の構築を目指すこと。

(3) 市、市民及び事業者がその事業活動及び日常生活において環境の保全に対し優先的に配慮し、それぞれの責務に応じた役割分担の下に、協働によってこれに取り組むこと。

(4) 地球環境保全が人類共通の極めて重要な課題であることから、市、市民及び事業者が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、国際的な連携及び協力の下に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に則り、環境の保全についての総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、基本理念に則り、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、環境への負荷の低減その他の環境保全の活動実施に、積極的に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に則り、その日常生活に伴う廃棄物の排出抑制、騒音の発生防止及び、屋外燃焼行為の自粛等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念に則り、環境の保全に自ら努めるとともに市が実施する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、その事業活動を行うにあたっては、これに伴う煤煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を未然に防止し、又は自然環境を良好に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念に則り、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を抑制し、再利用等を図ることにより、その減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理する責務を有する。

3 事業者は、基本理念に則り、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うにあたってその事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念に則り、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境基本計画

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講じるとともに、桜川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(計画の実施等)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、各種の施策相互の連携を図りつつ環境基本計画に基づき総合的かつ計画的に行わなければならない。

第3章 市が講じる環境の保全のための施策

(公害の防止等)

第9条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染等による環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(自然環境の保全)

第10条 市は、樹林、農地、水辺等における多様な自然環境を良好な状態に保全するよう努めるとともに、野生動植物の生息又は生育に配慮し、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(資源の循環的利用等の促進)

第11条 市は、環境への負荷への低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、環境保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(調査、研究等の推進)

第14条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第15条 市は、環境の保全を図るための広域的な取り組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第16条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これに類する事業を行う事業者が、その事業の実施にあたりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

第4章 市民等の参加及び協働による環境の保全への取り組み

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第17条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報を適切に提供するよう努めるとともに、環境の保全に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため必要な措置を講じるものとする。

(市民及び事業者との連携)

第18条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者と協力して、環境の保全に関する活動を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第19条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興、啓発活動の充実により、市民及び事業者が環境保全についての理解を深めるとともに、これらに関する活動が自発的に展開できるようにするため、必要な措置を講じるものとする。

(市民及び事業者の自発的な活動の支援)

第20条 市は、市民及び事業者が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収に係る活動その他環境の保全に関する活動が自発的に行えるようにするため、必要な支援措置を講じるものとする。

(経済的措置)

第21条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発、その他これらに類する活動を促進するため特に必要があるときは、助成その他の措置を講じるものとする。

(事業者の環境管理に関する制度の導入の促進)

第22条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施にあたり、環境への負荷の低減目標を定め、その目標の達成状況を検証し、その目標を見直すことを目的とした環境管理に関する制度の導入の促進に関し必要な措置を講じるものとする。

第5章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第23条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨の調査等の地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第24条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。